

朝来市国土強靱化地域計画

令和2(2020)年6月

兵庫県朝来市

< 目 次 >

第1章 はじめに	
1 趣 旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
4 地域の概況	2
第2章 基本的な考え方	
1 基本目標	3
2 強靱化を推進する上での基本方針	3
3 特に配慮すべき事項	4
第3章 リスクに対する脆弱性評価	
1 想定するリスク	5
2 脆弱性評価	9
3 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野	11
4 重点的に対応する、起きてはならない最悪の事態と施策分野	13
第4章 強靱化に向けた推進方針	15
第5章 計画の推進	29
【別紙1】脆弱性評価結果	31
【別紙2】市域の強靱化を推進する主な事業	49
【別紙3】重要業績指標	60

第1章 はじめに

1 趣 旨

朝来市（以下、「本市」と言う。）がこれまで受けてきた自然災害のうち、記憶に新しいのは平成16年10月台風第23号と、平成21年8月台風第9号であり、いずれの台風災害（風水害）でも1名の尊い命を失った。その後も、平成26年8月豪雨など、近年では毎年のように台風や梅雨前線等による風水害が発生しており、市民生活が自然災害の危険にさらされている。

また、兵庫県としては平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、我が国における社会経済的な諸機能が高度に集積する都市を直撃した初めての直下型地震を経験し、6,000名を超える命を失った。阪神・淡路大震災での死者のうち直接死の約8割が倒壊家屋による圧迫等が原因とされ、また、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的、物的被害が発生した経験も有している。

そして、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させ、本市においても、この想定外の事態への対応を、“我が事”として考える機会を与えたものとなった。

本市では、地域防災計画を策定し（平成26年3月）、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、防災行政の整備と推進を図っており、この計画に基づき、毎年の風水害への対応にも当たってきた。また、平成30年3月には業務継続計画を策定し、災害時に行政自ら被災した場合であっても、災害時の応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等が、適切かつ迅速に行われるように執行体制及び対応手順の整備、資源の確保等を進めてきたところである。

このような、自然災害への備え、不測の事態への対応は、近い将来の発生が確実視される南海トラフ地震や兵庫県内陸部における直下型地震への備えとしても重要であり、より一層対策を講じ、起きてはならない事態への対応、対策を図ることが喫緊の課題となっている。

このような中であって、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定された。そして、平成30年12月には、その後も頻発する災害を教訓とした脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、計画が改定された。また、兵庫県においても、平成28年1月に兵庫県強靱化計画を策定し、その後、令和2年3月には、国の計画改定に沿って県の計画も改定された。

本市では、国や県、周辺自治体、市民や市内事業者などの関係者が総力を挙げて、今後発生する可能性が極めて高い自然災害に対する備え、事前の準備に取り組むことが重要との考えのもと、朝来市国土強靱化地域計画を策定し、国土強靱化に関する施策及び事務事業を適切に推進することで、強靱でしなやかなまちづくりを計画的に進めていくものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として定める。

なお、本計画は、市政の基本方針である朝来市総合計画及び実施計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画等の関連計画との連携を図りながら、本市における国土強靱化施策を推進するための指針としても位置づけるものである。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から概ね5年間とする。

4 地域の概況

本市は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、北部は養父市と豊岡市に接し、南部は神崎郡、東部は丹波市、多可郡、及び京都府福知山市、西部は宍粟市に接する。兵庫県の県都・神戸市からは直線距離でおよそ80kmの距離に位置している。市域は南北約32km、東西約24kmの範囲に広がり、日本海へ流れる円山川と瀬戸内海へ流れる市川の源流地域で、兵庫県の南北の分水嶺である。総面積は403.06 km²で兵庫県全体の4.8%を占めている。

本市の気候は日本海型のうち、北陸・山陰型の気候区分に属する。冬季の降雪と年間を通じての降雨が多いことが特徴であるが、降雪量及び降雨量は標高、山地、盆地など地形の影響もあり市内でも地域的な差がある。年間平均気温は約14.0℃前後である。

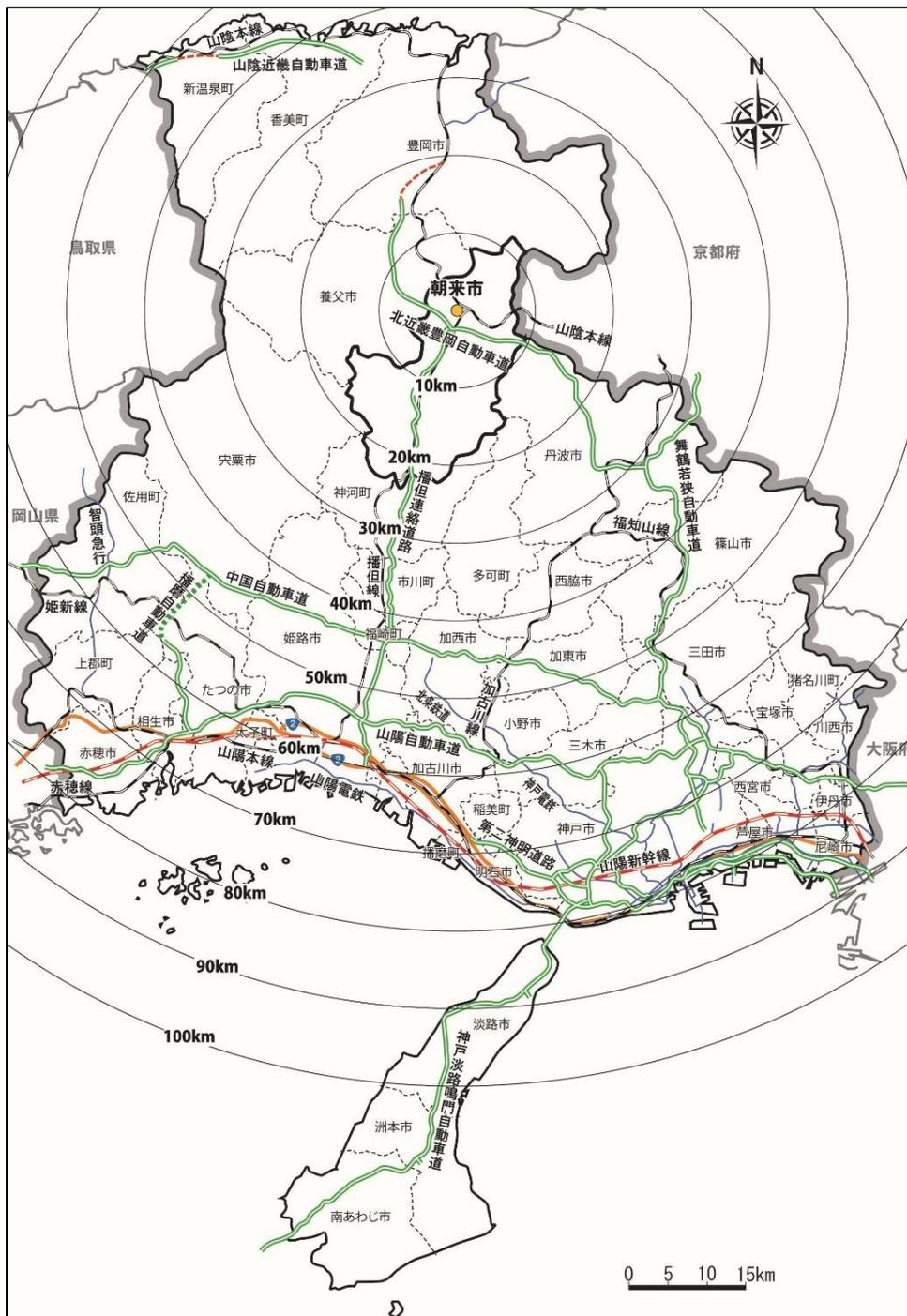


図 朝来市の位置

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

本計画は、いかなる自然災害が発生しても、以下の基本目標の下、国土及び市域の強靱化を推進するものである。

- ① 人命の保護を最大限図ること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速に復旧復興すること

2 強靱化を推進する上での基本方針

(1) 長期的観点からの推進

本市では、地域の強靱化に向けた取組について、短期的な視野にとどまらず、国土及び市域の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、長期的な視野を持って計画的に取り組むこととする。

(2) 多様な主体の連携の推進

地域の強靱化に向けた取組の実施主体は、市行政だけでなく、国及び県、市民、市内事業者など多岐にわたっており、これら多様な主体の自助、共助及び公助が重要となっている。

本市では、「市民参加による安全・安心な防災まちづくり」を防災ビジョンとして掲げており、行政の災害対策機能の強化だけでなく、市民による自助・共助、近隣市町等との連携にも取り組んできたところである。そこで本計画では、地域の強靱化に向けて、多様な主体の相互の連携及び協力をより一層強化するとともに、自助、共助及び公助を適切に組み合わせた取組を推進することにより、自然災害による不測の事態に備えることとする。

(3) 適切な施策の組み合わせ、効果的な施策の推進

本市では、想定される災害リスクから市民の命を守り、被害を最小限に抑えるために、本市の特性に応じた社会基盤及び公共施設の整備等のハード対策と、訓練や防災教育、社会システムの構築等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

その上で、防災及び減災等の取組が、非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるよう工夫して取り組む。

(4) 効率的な施策の推進

本市は中山間地域に位置し、人口減少と少子高齢化の進展は大都市に比べ著しいことから、このような本市を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。

また、限られた財源の中でも、既存の社会資本を有効に活用するとともに、市民の需要の変化や社会資本の老朽化等に配慮した施設の適正な配置を進めるなど、費用の縮減も図りつつ、計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な社会資本及び公共施設の維持管理を推進する。

そして、施策の重点化による効率的な財源使用も推進することで、持続的な地域の強靱化に取り組む。

3 特に配慮すべき事項

(平成16年10月台風第23号災害以降の災害からの教訓を踏まえた対策の推進)

平成16年10月の台風第23号災害は、本市のみならず、但馬地域及び近畿北部に甚大な被害をもたらし、本市でも1名の尊い命を失った。さらに平成21年8月の台風第9号災害でも同じく1名の人命を失うこととなった。その後も平成26年の豪雨災害を始め、近年では毎年のように台風や豪雨による風水害に見舞われている。我が国においては近年、平成30年の大阪府北部を震源とする地震、7月豪雨、台風第20号、台風第21号、北海道胆振東部地震、そして昨年長野県等における大規模な豪雨災害等の相次ぐ災害に見舞われた。これを受け、国は「重要インフラの緊急点検」を実施し、災害時において、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能維持が重要であることについて、多くの知見を得た。

一方で、このような施設整備などのハード対策だけでは災害は防ぎきれないという教訓も学ぶこととなった。

そこで本市では、県の総合治水条例に基づく総合的な治水対策や県民緑税（県民税均等割の超過課税）を活用した災害に強い森づくり等による土砂災害対策など、災害に対応した個別のハード施策の着実な推進に向けて、兵庫県とも密接に連携して取組を加速させる。

そして、これらのハード整備と併せて、地域全体で強靱化を推進するために、地域の多様な主体が自ら考え、共に行動するなど、市民一人ひとりの自立と地域の絆を深め、市民、地域、行政等が一体となった安全安心な防災まちづくりを推進することで、大規模な災害における被害を最小限に抑える「減災」を推進していく。

第3章 リスクに対する脆弱性評価

1 想定するリスク

本計画では、過去の災害履歴や地域特性から、本市において想定する自然災害リスクとして「地震（液状化、原子力災害ほか関連災害を含む）」、「風水害（梅雨前線等による豪雨、台風によるもの、これに関連する土砂災害を含む）」及び「雪害」を想定する。

参考までに、以下に、これまで本市が受けてきた災害履歴を整理しておく。

【地震災害の履歴（朝来市地域防災計画《地震災害対策計画》より）】

1 内陸部直下型地震

日本の内陸部に被害をもたらした過去の地震はいずれも内陸部の直下型地震である。直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生または動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層である。その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。

兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、養父断層帯など多くの活断層が分布しており、本市の位置する但馬南部には、新しい地形や地質に変位を与えると推定される活断層は、現在のところ養父断層と考えられる。

しかし、本市の地震被害記録は乏しく、これまで特に大きな地震被害は伝えられていない。ただし、周辺を見わたすと1925年の北但馬地震（M=6.8）（下図）の際に活動したと考えられる田結地震断層、1927年の北丹後地震（M=7.3）の際に活動した郷村断層や山田断層、1943年の鳥取地震（M=7.2）の際に活動した鹿野断層など大規模ではないが決して活断層がないわけではない。兵庫県南部地震（1995. M=7.3）や鳥取県西部地震（2000. M=7.3）の例に見られるように、これまで地震被害がなかったからといって今後も内陸直下型の地震が発生しないとは言い切れない。

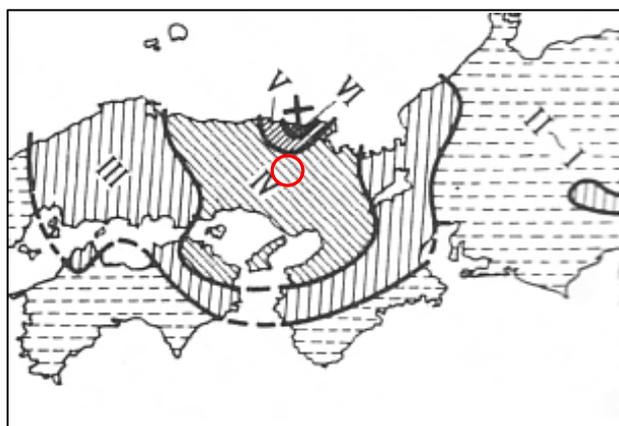


図 北但馬地震震度分布

2 海洋性巨大地震

海洋性巨大地震はマグニチュード8を超える規模で歴史的に繰り返し発生しており、近畿地方に関係する地震としては紀伊半島沖を震源とする地震に代表される。このような地震による被害は歴史書などで確認されているが本市に記録、報告はない。

近年の代表的な地震である南海地震（S21(1946)12.21. M=8.0）では南但地方の震度は震度3程度である。過去の最大級の地震とされる安政南海地震（安政1(1854)12.24. M=8.4）では本市付近は震度5の区域となっている。なお、日本海側では海洋性の巨大地震の記録はない。



図 安政南海地震（1854）震度分布



図 南海地震（1946）震度分布

【台風・集中豪雨災害、雪害の履歴（朝来市地域防災計画《風水害等対策計画》より）】

1 台風・集中豪雨災害

本市では、過去からたびたび台風・集中豪雨による被害が発生している。

本市の代表的な風水害被害状況を下表に示す。代表的な風水害である昭和34年(1959)伊勢湾台風(台風第15号)、昭和40年(1965)台風第23・24号及び秋雨前線による豪雨では死者はいなかったが、平成16年(2004)台風第23号による土砂災害では死者1名、平成21年(2009)台風第9号では、避難中に死者が1名であった。

発生年月	災害気象	市域別	被害戸数		死者・負傷者		摘要
			浸水家屋	倒壊家屋	死者	重軽傷者	
S34.9.26	伊勢湾台風	生野	110	1	0	0	町広報から
		和田山	659	16	0	5	〃
		山東	808	11	0	0	〃
		朝来	557	6	0	87	〃
		計	2,134	34	0	92	
S40.9.10～ S40.9.17	台風第23・24号 秋雨前線	生野	161	3	0	0	町広報から
		和田山	1,541	10	0	0	〃
		山東	636	5	0	4	〃
		朝来					不明
		計	2,338	18	0	4	

S51.9.8～ S51.9.13	台風第 17 号 秋雨前線	生野	15	0	0	0	町広報から
		和田山	135	0	0	0	〃
		山東	6	0	0	0	〃
		朝来					不明
		計	156	0	0	0	
S62.10.17	台風第 19 号	生野	2	0	0	0	地域防災計画から
		和田山	25	0	0	0	水害統計調査から
		山東	19	0	0	0	町広報から
		朝来	72	0	0	2	〃
		計	118	0	0	2	
H16.10.20	台風第 23 号	生野	1	0	0	0	旧町資料から
		和田山	88*	6**	1	1	〃
		山東	12*	2**	0	0	〃
		朝来	27*	0	0	0	〃
		計	128	8	1	1	
H21.8.9～ H21.8.10	台風第 9 号	生野	-	-	-	-	市広報から
		和田山	-	-	-	-	〃
		山東	-	-	-	-	〃
		朝来	273	9	1	2	〃
		計	273	9	1	2	〃

*:床上+床下 **:全壊のみ

浸水家屋数を目安に比較すると、最も被害が大きいのは昭和 40 年台風第 23・24 号及び秋雨前線による被害であり、次いで昭和 34 年伊勢湾台風、昭和 51 年台風第 17 号及び秋雨前線、平成 21 年台風第 9 号、平成 16 年台風第 23 号の順となる。ただし、昭和 40 年台風第 23・24 号及び秋雨前線では被害が和田山地域に集中したのに対して、昭和 40 年伊勢湾台風では市域に広範囲に被害が出ており、台風と集中豪雨の違いが被害状況にも出ている。被害が大きい代表的な風水害である昭和 34 年伊勢湾台風、昭和 40 年台風第 23・24 号及び秋雨前線、平成 16 年台風第 23 号、平成 21 年台風第 9 号の状況は次のとおりである。

(1) 昭和 34 年伊勢湾台風

9 月 26 日、紀伊半島の潮岬付近に上陸した非常に強い台風第 15 号は、その後北上して富山湾から三陸沖に抜ける列島縦断のコースをとり、全国で死者行方不明者 5 千人という大惨事を引き起こした。

兵庫県下では但馬・丹波地方を中心に台風の豪雨による被害が大きく、被災者 7 万 5 千戸、死者 19 人、被害総額 114 億円に達した。本市では、与布土川などの氾濫による洪水で家屋の倒壊・流出、床上浸水等の被害が広く発生し、旧和田山町・旧山東町・旧朝来町に災害救助法が適用された。

(2) 昭和 40 年台風第 23・24 号及び秋雨前線

9 月 10 日、高知県に上陸した台風第 23 号は剣山地を超えて播磨灘から姫路市付近で本州に上陸。その後は県内を縦断して日本海に抜けた。また、太平洋を北上する台風第 24 号の影響で秋雨前線が活発化し、13 日から 17 日にかけて県下の広い範囲で断続的な豪雨となった。

一連の風水害によって、兵庫県下では 26 万世帯以上が被害を受け死者 39 人、被害総額は 500 億円にのぼった。但馬地方では台風第 23 号により円山川が氾濫し、旧朝来郡及び旧養父郡を中心に大きな被害を出した。さらに台風第 24 号による豪雨なども加わり、南但旧各町では水防用資材をすべて使い果たし、近傍からの援助資材で防災に当たることとなった。

(3) 平成 16 年台風第 23 号

台風第 23 号の接近により兵庫県北部、京都府北部では 10 月 20 日午後から 1 時間に 20mm 以上の強い雨が 6 時間にわたって降り続き、20 日の雨量は各地で 250mm を超える大雨とな

った。

旧朝来郡では、20日早朝から降り始めた雨は正午頃から強まり、20日の雨量は生野地域223mm、和田山地域265mm、山東地域250mm、朝来地域221mmに達した。また、台風接近前の前線活動の降雨も多く、19日から21日までの3日間の総雨量は生野地域285.5mm、和田山地域331mm、山東地域300mm、朝来地域286mmを記録した。

浸水被害と豪雨に伴う土砂災害で和田山・山東地域では全壊、大規模半壊を含む住宅被害が発生し、生野地域を除く地域で浸水被害が多発した。

(4) 平成21年台風第9号

8月8日に日本の南にあった熱帯低気圧は北上しながら9日15時に台風第9号となり、その後、10日には紀伊半島の南へ進んだ後、11日には東海、関東地方の南を東に進み、日本の東海上へ進んだ。全国で死者は26名、うち20名が兵庫県であった。本市では9日早朝から降り始めた雨は夕刻から強まり、10日0時には1時間あたり67mm(観測場所：新井)を観測した。また、8月9日11時から10日10時までの総雨量は226mmを記録した。

この集中豪雨により、河川は急激に増水し、各地で道路や田畑の冠水や土砂の堆積、陥没、住宅の浸水などの被害をもたらした。一部の地域では、道路が土砂崩れなどで道路が寸断され80世帯175人が孤立状態となり、復旧までの数日間、電気や水道、電話などのライフラインが途絶えた。

2 雪害

代表的な雪害は次の年に発生した。

○昭和38年1月6日～9日(昭和38年1月豪雪、38豪雪)

全国の死者228人・行方不明3人。生野地域で1～2mを記録

○昭和43年2月

○昭和51年12月

○昭和56年1～3月

○昭和59年1～2月 和田山地域の山間部で2m

和田山地域での被害：負傷者7人、住家被害66件、
非住家被害50件、農業用施設被害31件

○平成12年2月15日～18日 和田山町和田山で97cm(観測史上最深)

和田山地域での被害：全壊1戸、一部損壊125戸、床下浸水1戸

○平成17年12月～平成18年1月(平成18年豪雪)

大雪による全国の死者数が134人と戦後2番目の多さとなり、「平成18年豪雪」と命名された。

本市での被害：住家一部損壊6戸(和田山地域)

2 脆弱性評価

(1) 評価手順

本計画では、次の①、②の手順で本市の取組（施策及び事務事業）における脆弱性評価（進捗状況、評価及び課題の整理）を実施した。

- ①過去の災害の経験と教訓から「起きてはならない最悪の事態」を設定（38類型）
- ②それぞれの起きてはならない最悪の事態を回避する観点から、施策の方向性を検討

(2) 起きてはならない最悪の事態（本市におけるリスクシナリオ）

本計画では、想定リスクに対し、事前に備えるべき目標を設定し、その上で、この目標毎に以下の38の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定した。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定にあたっては、国の基本計画及び県の計画で設定されている内容について、本市の実情、地域特性や過去の災害の経験、教訓等を照らし合わせ、適宜内容の追加や削除、表現の修正等を行うことで設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地、集落等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	国、県、周辺自治体等の関係行政機関の機能不全
		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	幹線の分断等、陸の基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通網（陸路）等の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地、集落の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物や構造物等の倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出、流木等による多数の死傷者の発生
		7-4	危険物、有害物質、劇物等の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	より良い復興（創造的復興）に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、自治会や地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内及び但馬地域の経済等への甚大な影響

(3) 評価結果

脆弱性の評価結果は、P. 31【別紙1】のとおりである。

3 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

兵庫県国土強靱化計画では施策の推進方針について、一つの施策が複数の「起きてはならない最悪の事態」に対応するものである場合が多いことを考慮し、施策分野別に括り直して記載している。

本計画においても、県の計画（上位関連計画）との整合性、計画自体の見やすさ、活用しやすさを考慮し、施策の推進方針については、施策分野別に整理して示すこととする。

このための起きてはならない最悪の事態と施策分野の対応関係を下表のとおり整理しておく。

事前に備えるべき目標		施策分野												
		1 国土 保全	2 住 宅 ・ 都 市	3 ラ イ フ ラ イ ン ・ 廃 棄 物	4 保 健 ・ 医 療	5 情 報 ・ 通 信	6 産 業	7 交 通 ・ 物 流	8 行 政 機 能	9 避 難 支 援	10 地 域 の 防 災 力 強 化	11 人 材 育 成	12 老 朽 化 対 策	13 広 域 連 携 ほ か
起きてはならない最悪の事態														
1 直接死を最大限防ぐ														
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		○		○			○		○				○
1-2	木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		○							○				
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地、集落等の浸水による多数の死傷者の発生	○	○		○					○				
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	○	○		○	○				○				
1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		○	○		○				○	○	○		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する														
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○				○		○	○			
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○	○		○	○		○		○	○			
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				○	○			○		○	○		○
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺	○	○	○	○			○			○			
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			○	○					○				
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生				○					○				

3 必要不可欠な行政機能は確保する												
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱					○			○		○	
3-2	国、県、周辺自治体等の関係行政機関の機能不全									○		○
3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			○					○		○	○
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する												
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			○		○			○			
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					○				○		
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					○			○	○	○	○
5 経済活動を機能不全に陥らせない												
5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下							○				
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害	○		○				○	○			
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等					○	○					
5-4	幹線の分断等、陸の基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響					○			○			
5-5	食料等の安定供給の停滞			○		○		○		○		
5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			○		○	○			○		
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる												
6-1	電力供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止			○		○	○			○		
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			○		○				○		○
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			○		○				○		○
6-4	地域交通網(陸路)等の交通インフラの長期間にわたる機能停止	○				○		○				
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全					○					○	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない												
7-1	地震に伴う市街地、集落の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		○			○		○	○		○	
7-2	沿線・沿道の建物や構造物等の倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺		○			○		○				
7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出、流木等による多数の死傷者の発生	○				○				○		○
7-4	危険物、有害物質、劇物等の大規模拡散・流出による被害の拡大					○	○					
7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃	○				○	○					○

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する												
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		○	○								
8-2	より良い復興(創造的復興)に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態									○	○	
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、自治会や地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○					○		○	○	
8-4	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○			○			○		○	
8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内及び但馬地域の経済等への甚大な影響					○						○

4 重点的に対応する、起きてはならない最悪の事態と施策分野

本計画では、地域の実情や過去の災害履歴、地形地勢等を考慮し、特に対応すべき「起きてはならない最悪の事態」と施策分野を以下の通り抽出し、重点化しておく。

これらに該当する施策については、積極的な推進に努めるものとする。

事前に備えるべき目標	施策分野												
	1 国土 保全	2 住宅 ・ 都市	3 ライ フ ライ ン ・ 廃 棄 物	4 保 健 ・ 医 療	5 情 報 ・ 通 信	6 産 業	7 交 通 ・ 物 流	8 行 政 機 能	9 避 難 支 援	10 地 域 の 防 災 力 強 化	11 人 材 育 成	12 老 朽 化 対 策	13 広 域 連 携 ほ か
特に重点的に対応していくべき 起きてはならない最悪の事態													
1 直接死を最大限防ぐ													
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		○		○			○		○			○
1-2	木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		○						○				
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地、集落等の浸水による多数の死傷者の発生	○	○		○				○				
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	○	○		○	○			○				
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する													
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○				○		○	○		

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○	○		○	○		○		○	○			
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				○	○			○		○	○		○
3 必要不可欠な行政機能は確保する														
3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			○					○		○		○	○
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する														
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					○			○	○	○	○		
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる														
6-4	地域交通網(陸路)等の交通インフラの長期間にわたる機能停止	○				○		○						
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない														
7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出、流木等による多数の死傷者の発生	○				○				○				○
7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃	○				○	○							○

第4章 強靱化に向けた施策の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、以下の方針により地域の強靱化、災害に強い地域づくりのための施策を推進する。

1 国土保全

(1) 河川、砂防の防災、減災（治水対策の推進）

- 自主防災組織の活動を通じて市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域の防災力向上を図る。
- 大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、必要性、緊急性などを総合的に判断し、兵庫県とも連携し、河川改修や治水対策を促進する。
- 洪水の危険性が高い市管理河川の改修等促進を図るとともに、円山川及び円山川支川、市川及び市川支川について、河川整備計画に基づいて国及び県が実施する河川事業と連携を図る。
- 市街地の適切な内水排除や外水の逆流を防止するため、雨水排水路や樋門を維持管理するとともに、総合的な雨水対策の推進に努める。
- 水防事業として、地域の水防体制の強化を図るために、水防資材（土嚢袋・土嚢用真砂土）の配布を継続していく。

(2) 農地の防災、減災

- 災害に強く付加価値を高める農畜産業の振興に取り組む。
- 農業委員会の活動による農地利用最適化を推進し、担い手への農地集積・集約化を図る。
- 市内において耕作放棄地が増加しており、その対策としての土地の再整備を推進することで農地の保全に繋げる。

(3) ため池の防災、減災

- 災害に強い農業環境づくりに取り組む。
- 県とも連携しながら、ため池廃止やハザードマップ作成等のソフトとハードの両面から事業を行うことで、ため池及び農地の保全を図る。

(4) 森林、里山の防災、減災（土砂災害対策、治山対策の推進）

- 防災、減災等の森林がもつ多面的な機能を発揮させる林業の振興に取り組む。
- 土砂災害による人的被害を防止するため、県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された地域などでは、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設等の整備を推進する。
- 山腹崩壊などが危惧される市有地の保全を図る。

- 土砂災害等で形状が変化した場合であっても、迅速な現地確認が行えるよう山地番図データ整備に努める。
- 林業施設の点検結果から立てた修繕計画に基づき修繕を行うことで、施設の長寿命化を図り、森林の荒廃を防ぐ。
- 危険溪流に対して堰堤等を設置することにより、森林の保全を図る。
- 県と連携して森林環境譲与税や県民緑税を活用した非経済利における森林整備も進める。

(5) 都市軸の保全、機能強化

ア 交通施設、沿線・沿道建物の耐震化

- 鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

イ 緊急輸送道路等の確保

- 主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を図る。
- 橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な維持管理に努める。
- 避難所等への輸送に必要な市道について、緊急性の高い路線から計画的に整備を行うとともに施設の老朽化対策を行う。

ウ 緊急輸送道路等の整備

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、国や兵庫県と連携し、高規格道路や国道の整備促進を図る。
- 国道9号の改良整備について、国と連携し事業を促進する。
- 国道312号や主要地方道及び一般県道の整備を兵庫県と連携し促進する。
- インターチェンジや防災拠点等へのアクセス道路の整備、市管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める。
- 市道の幹線道路の整備を図る。（関係機関との連携体制の強化・市民への適切な情報発信）

エ 幹線道路や生活道路の道路交通網の確保（雪害対策）

- 朝来市道路除雪計画を適宜見直すほか、除雪エリア単位を改善するなど、除雪体制を強化する。
- 除雪協力企業数の減少に伴い、オペレーターや除雪機械台数の確保が困難な状況にあることから、建設業以外の異業種企業の参入を促進するほか、他の自治体や関係機関との連携強化を図る。

- 事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する国や県などと連携を強化して、迅速な対応を要請する。
- 道路除排雪等に対する十分な財政支援を国等へ要望する。

オ 除雪体制の確立

- 自治会等との連携を強化し、地域における雪かき時の共助の重要性について市民一人ひとりへの浸透を図る。
- 雪かきをはじめとするボランティア活動に多くの市民の参加が得られるよう、関係団体等との連携を強化し、ボランティア活動に対する意識の高揚とともに支援の充実を図る。
- 大きな除雪効果が得られるよう、市民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。

2 住宅・都市

(1) 建築物の耐震化、耐災害性の向上

- 老人福祉施設整備、維持管理の実施にあたっては、危険度、緊急度の高いものから優先的に整備、改修、修繕し、耐震化、耐災害化、避難経路確保にも考慮した整備に努める。
- 人生いきいき住宅助成事業により高齢世帯住宅のバリアフリー化に補助する際、耐震化や耐災害化にも考慮し、避難経路の確保を進める。
- 管理施設の長寿命化を図り、適切に維持管理を行う。
- 空家等対策計画に基づく除却支援事業を活用して空き家の倒壊を未然に防止するとともに、空き家となっている古民家を地域活性化に寄与する目的で再生し、地域コミュニティの活性化を図る。
- 多くの人が集まる文化会館等の公共施設については特定天井及び設備等老朽化調査を実施し、改修を進める。
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、県と十分に連携し、耐震診断や耐震改修等への助成の実施等を、建築物所有者に対して積極的に働きかけていく。
- 朝来市耐震改修促進計画に基づく個人住宅の耐震化支援制度を活用し、市民の住環境を向上させ、快適な生活環境を創出するため住宅改修に係る支援を実施するとともに、災害に強い住宅づくりについても推進していく。
- 社会教育・社会体育施設整備、維持管理の実施にあたっては、危険度、緊急性の高いものから優先的に整備、改修、修繕し、耐震化、耐災害性を考慮した整備に努める。

(2) 宅地の防災対策、住宅地及び市街地の耐災害性の向上

- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅等の適正な維持管理による長寿命化を図り、地震などの災害時の倒壊等を未然に防ぐ。

- 朝来市耐震改修促進計画に基づき、耐震性のない住宅や老朽危険空き家について、地震などの災害時の倒壊等を未然に防ぐ。
- 土砂災害特別警戒区域内の住宅について、土砂災害からの被害を未然に防止する。
- 和田山駅北、駅南については南北に地域が分断しているため、災害時の円滑な避難（線路を挟んだ南北間の移動）に寄与する横断構造物の整備を推進する。
特に、駅北機関庫については、貴重な歴史的資産であるため、適正に維持管理され、使用することで、自治会や地域コミュニティの活性化につなげる。
- 市内の空き家・空き店舗を利用して起業等の機会を創出する場合は、耐震化にも努め、安全で安心な新規事業者の流入を促す。
- 災害により宅地等の民有地に土砂や廃棄物などが堆積した場合には、県と連携し、堆積土砂排除事業等を活用して、適切な撤去、廃棄に取り組む。

（３）文化財等の耐災害性の向上、防災力の強化

- 指定文化財等の適切な保存管理を行う。
- 文化財保護の意識を高めるための啓発を行う。
- 地域が主体となった街なみ環境整備事業を実施し、貴重な文化財や環境的資産の維持・創造を行い、地域のコミュニティ力を高める。

（４）地籍調査の実施

- 災害後の円滑で迅速な復旧・復興を実現するために、地籍調査の更なる推進及び進捗率の向上を図る。

3 ライフライン・廃棄物

（１）ライフラインの耐災害性の向上

ア 上水道施設の耐災害性の向上、復旧体制の確立

- 業務継続計画（BCP）に基づき、水道機能の早期復旧を図る。
- 水道事業基本計画等に基づき、基幹管路の耐震化、浄水場等の改築・耐震化等、施設の更新及び耐震化を計画的に推進する。
- 「上・下水道施設災害に関する応援協定」等に基づき、民間と連携して、災害時の上下水道の迅速な復旧を実現するための体制を整備する。

イ 下水道施設の耐災害性の向上、復旧体制の確立

- 業務継続計画（BCP）に基づき、下水道機能の早期復旧を図る。

- ストックマネジメント計画等に基づき、施設の更新及び耐震化を推進する。
- 「上・下水道施設災害に関する応援協定」等に基づき、民間と連携して、災害時の上下水道の迅速な復旧を実現するための体制を整備する。

(2) 電力、ガス等のエネルギーの確保

- 「災害時における燃料等の優先供給等に関する協定」等に基づき、災害時には民間と連携して、必要などころへの燃料の供給、LPガス及び燃焼機器等の資機材の提供等が適切に行われるように体制を整備する。

(3) 災害廃棄物対策

- 災害廃棄物の適切かつ円滑・迅速な処理を推進するとともに、クリーンセンター処理能力オーバーへの対処を推進する。
- 地震、風水害、その他特殊な災害及び不測の事態において、本市の関連する処理施設で処理が困難となった場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」等に基づき、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援を民間、県及び周辺市町とともに進める。

(4) 災害時の食料供給体制の確保

- 災害時における市民への炊出し訓練等を実施し、被災市民への食事（調理）の提供体制を強化する。
- 「緊急時における生活物資の確保に関する協定」等に基づき、災害時には民間と連携して、食品や飲料、各種生活物資等の供給、市民への提供が滞りなく進められるように体制を整備する。

4 保健・医療

(1) 医療施設の災害時の機能維持、向上

- 公立豊岡病院及び公立朝来医療センター等において、電力供給の途絶に備え、非常用発電装置の機能が確保されるよう維持、補修、燃料の備蓄を行うために協力していく。
- 生命維持のために不可欠な人工透析等、継続して治療を行う・受けるために、水の供給停止にならないような対策を行っていく。

(2) 避難者、要援護者への迅速な対応

- 居宅で生活している要援護者の身体状況やサービス利用状況を把握し、ケアマネジャー等と連携した迅速な災害時の対応をめざす。

(3) 平時からの医療体制の充実

- 平時や災害時において、市民が安心・安全に医療を受けることができるように公立豊岡病院組合と連携し、公立朝来医療センターの医師確保に努めるとともに、朝来市医師会や南但歯科医師会等と連携した医療情報の提供・相談ができる体制づくりを継続して行う。
- ドクターカー運行事業として、重篤・重傷な救急患者に対して医師等が必要な医療行為を行いながら病院へ搬送する体制は、広範囲な但馬地域の住民の救命率の向上に寄与しており、今後もこの体制を維持していく。

(4) 平時からの健幸づくりの推進

- 健康づくりの知識や技術を得て、市民が主体的に実践し自身の健康管理が適切に行えるよう、地域や関係団体等が協働しながら、健幸意識の高揚を図っていく。さらに、市全体の取り組みとして市民が生きがいを感じ健やかで幸せに暮らせる環境づくりを進めていく。
- 平時から、災害時の感染症等の大規模発生予防や心身の健康の悪化を防ぐため、市と各種職能団体との連携体制を整える必要がある。

(5) 避難者の健康確保

- 避難所では3密（密閉、密集、密接）を避ける方策を講じるなど、インフルエンザやコロナウイルス（COVID-19を含む）等の感染症対策に取り組むとともに、衛生管理への対策、アルコール消毒液や使い捨てマスク等の備蓄も進め、避難者の健康維持に努める。
- プライバシーの確保や車上生活者等への対応も検討し、肉体的にも精神的にも健康を維持できるように対策を講じる。

5 情報・通信

(1) 情報通信手段の耐災害性の向上、機能強化

- 本市の情報、通信の基盤となるケーブルテレビのシステム機器及び光ケーブル網（伝送路）等の適正な維持管理に努めるとともに、伝送路や引込線の切断等が発生した場合には、迅速な復旧に取り組む。

- 長期間の電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）や移動通信鉄塔の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる。
- 県、他の市町村などを結ぶ行政専用ネットワーク網について、停電やケーブル切断による情報サービスの機能停止に備え、非常用発電機や衛星通信設備等を配備するなどして情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。
- 非常時に優先される行政情報通信システム（重要業務等に限る）において信頼性の高い通信ネットワークの構築、リモートアクセスシステムの活用、非常用電源の整備等の対策により耐災害性の向上を図る。

（２）無電柱化による耐災害性の向上

- 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

（３）適切な情報の受発信

- 災害時等における的確な情報提供、広報を行うとともに、市民からの意見や要望、陳情等を聴取し、災害活動に反映させる。
- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行い、被害の拡大の防止、適切な避難行動の誘導に努める。
- 「災害に係る情報発信等に関する協定」等に基づき、災害時には民間と連携して、携帯電話やスマートフォン、パソコン等を通じて、市民に対して必要な情報を迅速に提供するとともに、行政機能の低下を軽減するように取り組む。

（４）個人情報等行政保有情報の保護、適正な利活用の推進

- 朝来市職員服務規程第20条に基づき、個人情報等の重要な行政情報の災害時における適正な維持、保護に努め、有事に適正な利用、運用がなされるように平時から対策を進める。
（非常事態に備えて、主要な文書及び物品が、他の文書及び物品に先んじて持ち出しが行えるように「非常時持出」と表示した赤紙を貼り付けておく。）

6 産 業

（１）災害時にも強い農林業の振興

- 付加価値を高める農畜産業の振興に向けて、老朽化した農業用施設を改修することで、農業被害を抑えるとともに被災リスクを低減する。

- みんなで取り組む災害に強いまちづくりとして、ため池廃止やハザードマップ作成等のソフトとハードの両面から事業を行うことで地域住民自らの適切な避難活動に寄与する。
- 森林がもつ多面的な機能を発揮させる林業の振興として、林業施設の点検結果から立てた修繕計画に基づき修繕を行うことで施設の長寿命化を図り、森林の荒廃を防ぐ。
- 森林技術者や林業従事者の確保・育成に努める。

（２）災害時にも強い観光産業の構築

- 国内外からの観光誘客を図るための各種マーケティングに取り組むとともに、周遊バスツアーの企画運営、各種交流キャンペーンを展開することで、災害による産業（消費）の落ち込みを、観光消費額の増加で補っていく。
- 災害による風評被害を軽減、回避するために、朝来市観光協会や但馬県民局等の関係機関と情報共有を行うとともに、適切な対応を図るための連携強化に取り組む。

（３）市内事業者の災害時の対応力強化、事業の継続実施体制の構築（サプライチェーン強化等）の推進

- 事業所への相談業務をはじめ販路開拓、技術開発等のアドバイスに取り組み、市内事業所の活性化を図る。
- 事業継続計画（BCP）の作成について、商工会等関係機関と連携を図りながら支援し、災害に強い事業者を育成していく。

（４）既存工場、事業所等の老朽化対策

- 事業主が工場等新設、事業用機械等を新たに購入した者に対して支援するとともに、老朽化した機械等を使用することによる災害を起こすリスクを軽減するための事業主への支援を推進する。

（５）企業移転・誘致、事業者の生産力の向上

- 災害危険性の高い都市部からの企業の移転及び誘致や、市内事業所の生産規模の拡張等を支援し、市内事業所の生産力を高める。

（６）失業者に対する支援

- 災害による失業者に対する雇用支援、早期就職支援を推進し、人材の確保促進を図る。
- 失業等による心身の不調を感じた場合に相談できる貴重な機関の一つとして電話相談事業を継続するとともに、市民への更なる周知、利用促進を進める。

7 交通・物流

(1) 道路交通機能の強化、沿道の耐災害性の向上

- 鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。
- 市道の橋梁の耐震化に努める。

(2) 災害時にも機能する多様な交通機能、物流手段の確保

- 災害発生後の市民の移動手段の確保について、交通事業者と連携して検討を進める。
- バス事業者と災害に関する情報共有を行いながら、バス運休や運行再開の判断を行う。
- 環境負荷の少ないグリーンスローモビリティや自家用有償運送など新たな移動手段の導入について検討していく。
- 災害発生時の鉄道機能の確保（無人駅における災害時の対応等を含む）について、JRに対して継続的に要望し、対策を講じていく。
- 「災害時における緊急輸送に関する協定」等に基づき、災害時には民間と連携して、救援物資等の仕分けや配送が滞りなく進められるように体制を整備する。

8 行政機能（ハード重視）

(1) 災害時即応体制の強化

- 朝来市業務継続計画（BCP）、朝来市地域防災計画等に基づき、災害時に行政機能が維持され、応急、復旧、復興が迅速に進められるように、平時から想定する対応策の運営方法の点検、確認、体制整備を進める。
- 災害時に備え、システムや備品等の防災資機材の整備を行い、災害対応の強化を図る。
- 災害時に備え備品を購入し備蓄する。
- 給食センターでは、非常用発電設備等の整備を進め、給食調理機能を継続させるための代替ライフラインを確保していく。

(2) 庁舎等公共施設の耐震性の向上、災害時対応力の強化

- 災害時の安全性確保に加えて機能継続を確保するため庁舎の耐震化を進める。
- 防災センターや防災倉庫については、防災拠点施設としての機能が発揮できるよう必要な整備、適正な維持管理を進める。
- 本庁舎本館の非常用発電は、無給油で3.5日となっており、長期の停電にも備えていく。
- 発災時の現場確認のための公用車の確保を進める。
- 通信機能を確保するため、携帯基地局を本庁舎に整備することを検討する。

- 業務時間中の発災を想定し、来庁者の安全な避難を実現できるよう職員防災訓練を行う。
- 倒壊等を防ぎ、施設を安全に利用してもらえるよう、老朽化が進んでいる公共施設について、公共施設再配置基本方針、再配置基本計画及び公共施設等総合管理計画等に基づき、計画的に再配置（多機能化、廃止など）を進めていく。
また、予防保全計画を策定し、これに基づき、適切な施設管理を行う。
- ホール等の施設は、近隣住民の避難場所として、今後改修し、譲渡するなど、市民に広く活用してもらえるように取り組む。
- 集会施設や観光施設等の不特定多数が集まる施設については、防火管理者を置き、消防計画に基づいて定期的に避難訓練や消火訓練等を行うなど、平時から災害時の対応力強化に取り組む。
- 朝来市保健センターには南但休日診療所が併設されていることもあり、被災時には保健や医療の活動拠点として機能が発揮できるよう、非常用発電装置の設置等を含めた施設整備について今後検討を進める。

（３）消防・水防活動の災害時対応力の強化

- 災害時における情報網の確立と機庫・車両等消防施設の適正な維持管理を行う。
- 計画的に消防車両、消防機庫、消防水利などの消防施設を整備する。
- 消火・水防活動における消防団員の能力向上を図るとともに、火災等有事の際に、迅速かつ的確な消防団活動を行うため、南但消防本部と連携を密にし、消防団員の能力向上を図る。

（４）救助、救急医療体制の強化

- 火災発生時等における迅速かつ的確な消火・水防活動を展開するため、消防力の維持強化を図る。
- 災害時の救急医療に迅速に対応できるよう、平時から災害拠点病院をはじめとする医療機関やDMAT、JMAT等への派遣要請を行うための判断や流れについて、庁内関係部署と県や朝来市医師会、南但歯科医師会等の関係機関との調整、協議を行っていく。
- 災害時に迅速に対応するために、朝来市医師会や南但歯科医師会、市内医療機関や近隣市町の医療機関・災害拠点病院等の連携により、但馬地域の救急医療体制の強化を図る。
- 平時や災害時において、市民が安心・安全に医療を受けることができるように、公立豊岡病院組合と連携して、公立朝来医療センターの医師確保に努める。

9 避難支援（ソフト重視）

（１）避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- 地域においては自主防災組織を中心に民生委員・児童委員等の協力を得ながら、地区防災計画の策定、区防災訓練や区防災体制の構築等に努める。

- 避難行動要支援名簿に基づき、地域住民・要援護者の理解を得て、支援者を確保しながら適切な対応ができるよう体制を確保していく。
- 外国人市民のための緊急（災害）時対応マニュアルを改訂するなど、外国人市民の緊急（災害）時の対応に係る情報提供を行う。
- 健康相談、訪問指導、母子保健事業、子育て世代包括支援センター事業等の各種保健事業を通じて、市民の健康課題や妊産婦、医療的ケアが必要な者等、避難支援を必要とするケースの情報把握に努める。また、避難支援の必要なケースについては個別対応の調整を行い、マニュアルとして整備しておくことで安心して生活できる環境づくりを整える。
- 個々のケース支援を通して、避難支援を必要とする者への対応について調整していく。
- 「災害時における福祉避難場所提供に関する協定」等に基づき、社会福祉法人と連携して、要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供、民間の敷地内で応援活動、救護資機材の貸出等が円滑に進められるように体制を整備する。
- 避難所での要援護高齢者や障害者のための避難生活の場所や支援の方法の検討など、準備を進める。
- 高齢者の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図り、介護予防事業を継続的に実施していく。

（２）公共施設利用者の避難支援の強化

- 各施設の防災計画に基づき、避難訓練を実施するなど、災害時に適切な避難行動を誘導できるように対策を講じる。

（３）事前の取り組み、普及啓発の強化

- 復興人材育成も見据えて、元気な高齢者の育成に努めるべく、介護予防事業を継続的に実施していく。
- 災害から児童生徒、園児を守る取組を進める。
- 発災時に避難が困難と思われる要援護者およびその家族について、日ごろから避難場所、避難方法等について意識できるよう普及啓発する。
- 高齢者が災害時に適切な避難行動がとれるように、ケアマネジャーと連携して災害対応個人マニュアルを作成し利用を促進する。

10 地域の防災力強化

（１）地域の消防団、防災組織の災害対応力の強化

- 火災発生時等における迅速かつ的確な消火・水防活動を展開するため、消防力の維持強化を図る。
- 自主防災組織の活動支援、一斉避難訓練などを継続して実施することにより、地域の防災力の向上を図る。

○社会情勢の変化に合わせ、消防団組織のあり方についての検討を進める。

(2) 地域コミュニティの維持、強化による防災力の向上、住民相互の支え合いの仕組み、体制の構築

- 民生委員・児童委員等による日頃からの見守りや発見・つなぐ等の取組を通じて、避難行動要支援者の把握に努め、情報共有が図られるよう取り組む。
- 障害のある人等の参加を得て、防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施するとともに、多様な媒体や機会を活用して防災意識の啓発を図っていく。
- 高齢者の地域コミュニティ醸成や健康寿命の延伸、生きがいのある生活を目指し、老人クラブ支援事業、介護予防事業、シルバー人材センター支援事業を継続的に実施していく。さらにボランティア人材育成に努め、地域福祉基金運用事業を継続的に実施していく。
- 社会福祉協議会に対する運営補助として、災害に特化した災害ボランティア活動サポート補助金を交付し支援していく。
- 高齢者緊急通報システムを設置して近隣協力者との連携を強化することにより、平時からの相互扶助体制の構築に努める。
- 現在の地域コミュニティを活用し、避難所での人材確保と自助・共助・公助により避難所でコミュニティを可動させ、避難者の心身の健康維持ができるように体制整備に向け協議・検討を進める。
- 防災推進事業として、一斉避難訓練の実施、防災講演会の開催とともに、地区防災計画の策定、区防災訓練や区防災体制の構築等に関する指導・助言を進め、市と行政区等が連携した防災力及び減災力の向上を図る。

(3) 多様な団体、専門家等と連携した防災力の強化

- 防災安全課、社会福祉課、ふくし相談支援課等の庁内各課と連携して地域防災計画の推進をめざし、地域の代表者とケアマネジャーや相談支援専門員とのつながりを密にする。
- 生活支援体制整備事業では、今後は防災の視点を取り入れながら、地域のつながり作りや見守り、支え合いの推進を行っていく。

11 人材育成

(1) 災害時に活躍できる多様な人材の育成

- 自主防災組織の活動支援、一斉避難訓練などを継続して実施することにより、地域の防災力の向上と、これに貢献する人材の育成を図る。
- 災害による産業（消費）の落ち込みを観光消費額の増加で補うための人材育成を進める。
- 有事対応、災害対策に関する職員研修及び関連資格保有者の増加等の人材育成を通じて、有事に対する行政の機能強化を図る。
- 職員研修事業の一環として、家屋被害認定士養成講習の受講者を募っており、その資格を有した職員を増やし、有事に備えていく。

(2) 防災教育の実施

- 文化財保護の意識を高めるための啓発を行い、地域愛の醸成に努める。
- 災害から児童生徒を守るための学校における防災教育を推進する。
- 災害から園児を守るための子ども園等における防災教育を推進する。
- 中高生等については、災害時に活躍する多様な人（専門家やボランティアなど）との対話を通じて、助け合いやボランティア活動を主体的に実践できるよう人財育成に取り組む。

12 老朽化対策

(1) 公共施設の老朽化対策

- 多くの人が集まり、避難所にも指定されている公共施設については特定天井及び設備等老朽化調査を実施し、改修を進める。
- 施設利用者等を災害から守るため施設の老朽化対策工事の実施や老朽化した備品等の更新を行う。
- 不特定多数の観光客を災害から守るため、施設の老朽化対策工事の実施や老朽化した備品等の更新を行う。
- 市営住宅等の適正な維持管理による長寿命化を図り、地震などの災害時の倒壊等を未然に防ぐ。
- 学校施設長寿命化計画等に基づき、計画的な学校施設の整備を進める。
- 学校施設長寿命化計画等に基づき、計画的なこども園施設の整備を進める。
- 社会教育・社会体育施設長寿命化計画等を策定し、計画的な社会教育・社会体育施設の整備を進める。

(2) 社会基盤施設、地域資源の老朽化対策

- 道路・橋梁（市道等）、河川、上下水道等のインフラ施設については、計画的な点検と日常的な管理を進めることで、災害時の機能不全等を防止する。
- 史跡竹田城跡整備基本計画に基づき、竹田城跡の整備工事を進めるとともに、竹田城跡の遺構の保存管理を適切に行うことで次世代へ継承する。
- 古墳や埋蔵文化財についても、補修等の必要な箇所を精査し、計画的に保全管理を行っていく。

13 広域連携、その他

(1) 防災、減災に資する技術の向上、継承

- 災害発生時において、家屋被害調査を統括する事務ノウハウを蓄積する。
- 災害情報の一元化、家屋被害調査結果のデータ化等により、スムーズな罹災証明の発行、被災者支援にむけた被災者台帳の管理など、一体的なシステムによる事務対応の可能性を検討する。

(2) 市単独での対応能力、処理能力不足への対応

- 災害時の廃棄物処理については、市単独では処理能力の限界があるため、兵庫県、周辺各市町及び関係一部事務組合が協力、相互応援活動により災害廃棄物処理を円滑に進める。
- 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を生かした取り組みを進める。
- 宮城県角田市や山元町、京都府福知山市等の全国の市町村と締結している「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、災害時における広域での応援連携を強化するとともに、平時においては交流人口の拡大等の地域振興、地域活性化に繋げる。
- 広域的な連携によりそれぞれの自治体の弱みや課題を補う「相互補完」や、強みを高める「相乗効果」が重要であり、今後も効果的な連携事業に取り組んでいく。

(3) 災害時における高度な技術力の受援による対応

- 市内医療機関と近隣市町の医療機関、災害拠点病院、災害時に派遣される医療ボランティア等との連携により、医療機能の麻痺の回避や災害に関連した疾病を含む疾病の重症化予防等に繋げる。
- ドクターカー運行事業については、但馬3市2町で費用負担しており、公立豊岡病院但馬救命救急センター所属のドクターカーに医師等が乗務し、救命措置の必要な患者が発生した現場に出動し医療行為を行っていくための支援を引き続き実施していく。
- 公立豊岡病院組合と連携し、公立朝来医療センターの医師確保に努めていく。
- 災害時の医療連携について、庁内関係部署と県や公立朝来医療センター、朝来市医師会、南但歯科医師会等関係機関との調整、協議等の場を設ける。

(4) 災害時の柔軟な経済支援の充実

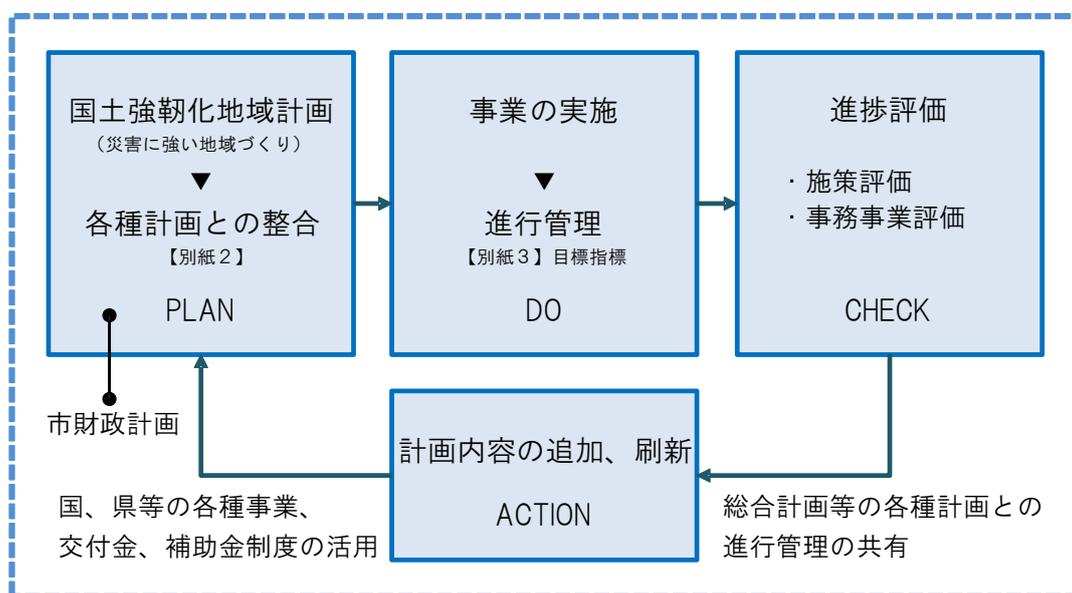
- 災害に伴う税の減免及び徴収の猶予措置等に適切に対応できる体制を整備する。

第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、上位関連計画とも整合を図りつつ、各種の社会基盤整備事業【別紙2】の計画的な推進を図る。

また、本計画のフォローアップについては、総合計画実施計画の進捗管理と併せてPDCAサイクルを回すことで進行管理を行うとともに、重要業績指標【別紙3】の目標値の達成状況、進捗状況の評価を行う。

計画内容の追加や修正等については、社会経済情勢の変化や施策、事務事業の実施状況、国や県、関係機関の動向、交付金や補助金等の各種支援制度の状況等も見ながら、適宜行うものとする。



【別紙 1】脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 防災施設等（防災センター・第2防災倉庫）については、今後も災害発生時に機能が果たせるよう適正な維持管理を行っていく必要がある。【防災安全課】
- 災害時への備えのために防災資機材を整備し、備蓄品、非常食等を計画的に購入し備蓄を推進する必要がある。【防災安全課】
- 火災・水害等有事の際に、より一層迅速かつ的確な消防団活動を行うため、南但消防本部と連携し、消防団員の能力向上を図る必要がある。【防災安全課】
- 不特定多数の住民等が集まる集会施設については、今後も防火管理者を置き、消防計画に基づいて定期的に避難訓練や消火訓練等を継続実施する必要がある。【生野支所】
- 文化会館ホール特定天井調査・改修計画に基づき、改修を進める必要がある。【芸術文化課】
- 会館毎の防災計画に基づく避難訓練を今後も継続する必要がある。【人権推進課】
- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。また、ケーブルテレビの伝送路や引込線の切断などが発生した場合は迅速な復旧に取り組む必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 民生委員・児童委員等による避難行動要支援名簿の整理及び把握に努め、実施体制を維持する必要がある。また、管理施設については、修繕を継続する必要がある。【社会福祉課】
- 老人福祉施設の整備や改修に伴う耐震化や不燃化に引き続き取り組むとともに、耐災害性の向上にも取り組む必要がある。また、人生いきいき住宅助成事業の推進により、高齢者の避難支援対策として一般住宅のバリアフリー化に取り組む必要がある。【高年福祉課】
- 社会教育・社会体育施設長寿命化計画等を策定し、計画的な社会教育・社会体育施設の整備を進める必要がある。【生涯学習課】
- 不特定多数の観光客等が集まる観光施設については、令和4年度末までに「予防保全計画」を策定し、計画に基づいて適切な施設管理を行う必要がある。【観光交流課】
- 朝来市公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅等の長寿命化、居住性向上のための事業を推進していく必要がある。【都市開発課】
- 交通施設及び沿線・沿道建築物については、大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶ恐れがあるため、その耐震化を促進する必要がある。【建設課】
- 今後は住宅等リフォーム支援事業として、災害に強い住宅整備についても推進していく必要がある。【経済振興課】
- 市内小中学校校舎、子ども園舎等については、学校園施設長寿命化計画に基づく改修工事、各種整備を進めるとともに、学校園ごとの防災計画に基づく避難訓練を継続していく必要がある。【学校教育課】【こども育成課】
- 埋蔵文化財センターや茶すり山古墳学習館については、修理が必要な箇所を精査し、年次的に修理を行っていく必要がある。また、竹田城跡は「竹田城跡整備基本計画」に基づいて遺構の保護を年次的に行う必要がある。【文化財課】
- 今後は、災害発生時の鉄道機能の確保について要望していく必要がある。また、災害時の市民の移動手段の確保について検討していく必要がある。さらに、環境負荷の少ないグリーンスローモビリティや自家用有償運送など新たな移動手段の導入についても検討していく必要がある。適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、老朽化が進んでいる公共施設について、公共施設等総合管理計画等に基づきながら計画的に再配置（多機能化、廃止など）を進めていく必要がある。【総合政策課】

- 妊産婦や乳幼児、障害児等の要支援者の避難支援の対応については、個別に調整できていない。安否確認や避難支援については行政だけでなく地域の自主防災の力と連携した支援体制の構築が必要である。【地域医療・健康課】
- 災害時に迅速に対応するために、公立朝来医療センターや市医師会・歯科医師会、近隣の災害拠点病院に働きかけ病診連携の継続により医療体制の更なる強化が必要である。【地域医療・健康課】
- 重篤・重傷な救急患者に対して医師等が必要な医療行為を行いながら病院へ搬送するドクターカー運行事業は、今後も維持していく必要がある。【地域医療・健康課】
- 今後も関係機関・団体との連携を強化し、専門職の研修会への参加、スキルアップ等を図っていく必要がある。【地域医療・健康課】
- 保健センターについては、予防保全など計画的な改修を行っていく必要がある。なお、朝来市保健センターについては、非常用発電装置の設置に向け検討が必要である。【地域医療・健康課】
- 健康増進事業として、大規模災害発生後には精神面のケアが必要と思われる。災害発生後にも「こころのケア相談」の実施は可能と思われるが、スタッフの確保や具体的な手法までは検討できていない。県と連携した対応が必要である。医療的ケアを必要とする難病患者等の避難支援については、避難支援の必要なすべてのケースについて調整できているわけではない。【地域医療・健康課】
- 今後、健幸づくりにより地域住民の繋がりを強化し被災による個々のストレスの軽減・解消等心の安定化に繋がるような事業の展開も検討する必要がある。【地域医療・健康課】
- 今後、避難者等の感染症対策にも取り組む必要がある。【地域医療・健康課】
- 市内在住外国人のための緊急（災害）時対応マニュアルの改訂を行う必要がある。【秘書広報課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-2) 木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 不特定多数の住民等が集まる集会施設については、今後も防火管理者を置き、消防計画に基づいて定期的に避難訓練や消火訓練等を継続実施する必要がある。【生野支所】
- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。また、ケーブルテレビの伝送路や引込線の焼失などが発生した場合は迅速な復旧に取り組む必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 民生委員・児童委員等による個別の声掛け等の実施を継続する必要がある。【社会福祉課】
- 老人福祉施設の整備や改修に伴う耐震化や不燃化に引き続き取り組むとともに、耐災害性の向上にも取り組む必要がある。また、人生いきいき住宅助成事業の推進により、高齢者の避難支援対策として一般住宅のバリアフリー化に取り組む必要がある。【高年福祉課】
- 不特定多数の観光客等が集まる観光施設については、今後も防火管理者を置き、消防計画に基づいて定期的な避難訓練や消火訓練等を継続する必要がある。【観光交流課】
- 今後は住宅等リフォーム支援事業として、災害に強い住宅整備についても推進していく必要がある。【経済振興課】
- 市内小中学校校舎、子ども園舎等については、学校園施設長寿命化計画に基づく改修工事、各種整備を進めるとともに、学校園ごとの防災計画に基づく避難訓練を継続していく必要がある。【学校教育課】【こども育成課】
- 文化財施設では消防用設備の保守点検を今後も継続していく必要がある。【文化財課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地、集落等の浸水による多数の死傷者の発生

- 水防事業として、地域の水防体制の強化を図るため、水防資材（土嚢袋・土嚢用真砂土）の配布等を、今後も継続していく必要がある。【防災安全課】
- 防災施設等（防災センター・第2防災倉庫）については、今後も災害発生時に機能が果たせるよう適正な維持管理を行っていく必要がある。【防災安全課】

- 災害時への備えのために防災資機材を整備し、備蓄品、非常食等を計画的に購入し備蓄を推進する必要がある。【防災安全課】
- 火災・水害等有事の際に、より一層迅速かつ的確な消防団活動を行うため、南但消防本部と連携し、消防団員の能力向上を図る必要がある。【防災安全課】
- 文化会館ホール特定天井調査・改修計画に基づき、改修を進める必要がある。【芸術文化課】
- 会館毎の防災計画に基づく避難訓練を今後も継続する必要がある。【人権推進課】
- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。また、ケーブルテレビの伝送路や引込線の切断などが発生した場合は迅速な復旧に取り組む必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 民生委員・児童委員等による避難行動要支援者への声掛け等を、今後も継続する必要がある。【社会福祉課】
- 老人福祉施設の整備や改修に伴う浸水対策は特に重要であり、今後も取り組むとともに、耐災害性の向上にも取り組む必要がある。また、人生いきいき住宅助成事業の推進により、高齢者の避難支援対策として一般住宅のバリアフリー化に取り組む必要がある。【高年福祉課】
- 不特定多数の観光客等が集まる観光施設については、施設管理者による定期的な避難訓練等を、今後も継続する必要がある。【観光交流課】
- 和田山駅南北自由通路は駅北から駅南へ、また、駅南から駅北への避難路としての役割も期待できるため、事業化に向けて関係機関と協議を進める必要がある。【都市開発課】
- 今後、甚大な浸水被害も懸念されるため、緊急性などを総合的に判断し、河川改修や公共下水道（雨水）等の治水対策整備を推進する必要がある。【建設課】
- 市内小中学校校舎、子ども園舎等については、学校園施設長寿命化計画に基づく改修工事、各種整備を進めるとともに、学校園ごとの防災計画に基づく避難訓練を継続していく必要がある。【学校教育課】【こども育成課】
- 妊産婦や乳幼児、障害児等の要支援者の避難支援の対応については、個別に調整できていない。安否確認や避難支援については行政だけでなく地域の自主防災の力と連携した支援体制の構築が必要である。【地域医療・健康課】
- 健康増進事業として、災害時には県と連携しながら市民のこころのケアを実施する必要がある。また医療的ケアを必要とする難病患者等の避難支援については、家族の同意を得て個別対応マニュアルを作成し、災害時にはこれに基づき対応することとしているが、避難支援の必要なすべてのケースについて調整できているわけではない。【地域医療・健康課】
- 外国人市民のための緊急（災害）時対応マニュアルの改訂を行う必要がある。【秘書広報課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 防災施設等（防災センター・第2防災倉庫）については、今後も災害発生時に機能が果たせるよう適正な維持管理を行っていく必要がある。【防災安全課】
- 災害時への備えのために防災資機材を整備し、備蓄品、非常食等を計画的に購入し備蓄を推進する必要がある。【防災安全課】
- 火災・水害等有事の際に、より一層迅速かつ的確な消防団活動を行うため、南但消防本部と連携し、消防団員の能力向上を図る必要がある。【防災安全課】
- 文化会館ホール特定天井調査・改修計画に基づき、改修を進める必要がある。【芸術文化課】
- 会館毎の防災計画に基づく避難訓練を今後も継続する必要がある。【人権推進課】
- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。また、ケーブルテレビの伝送路や引込線の切断などが発生した場合は迅速な復旧に取り組む必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 民生委員・児童委員等による避難行動要支援者への声掛け等を、今後も継続する必要がある。【社会福祉課】
- 老人福祉施設の整備や改修に伴う土砂災害対策は特に重要であり、今後も取り組むとともに、耐

<p>災害性の向上にも取り組む必要がある。また、人生いきいき住宅助成事業の推進により、高齢者の避難支援対策として一般住宅のバリアフリー化に取り組む必要がある。【高年福祉課】</p> <p>○特にさのう高原については土砂災害の危険性が高いため、農林振興課や県土地改良センターと連携し、土砂災害による死傷者を出さないような対策を継続する必要がある。【観光交流課】</p> <p>○広域的に同時多発する土砂災害の被害の防止のため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の一層の整備、土砂災害対策を推進する必要がある。【建設課】</p> <p>○市内小中学校校舎、子ども園舎等については、学校園施設長寿命化計画に基づく改修工事、各種整備を進めるとともに、学校園ごとの防災計画に基づく避難訓練を継続していく必要がある。【学校教育課】【こども育成課】</p> <p>○シティプロモーション事業として、今後は「安心安全なまち」という魅力の発信にも取り組む必要がある。【総合政策課】</p> <p>○広報広聴事業として、災害状況を的確に広報し、市民の不安や混乱の防止に努めるとともに要望・陳情等を聴取することで災害活動に反映させる必要がある。また、外国人市民のための緊急（災害）時対応マニュアルの改訂を行う必要がある。【秘書広報課】</p> <p>○妊産婦や乳幼児、障害児等の要支援者の避難支援の対応については、個別に調整できていない。安否確認や避難支援については行政だけでなく地域の自主防災の力と連携した支援体制の構築が必要である。【地域医療・健康課】</p> <p>○健康増進事業として、災害時には県と連携しながら市民のこころのケアを実施する必要がある。また医療的ケアを必要とする難病患者等の避難支援については、家族の同意を得て個別対応マニュアルを作成し、災害時にはこれに基づき対応することとしているが、避難支援の必要なすべてのケースについて調整できているわけではない。【地域医療・健康課】</p> <p>○要援護高齢者等の避難については、ケアマネジャーによるプランへの記載を、今後も継続する必要がある。【ふくし相談支援課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉 1-5) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生</p>
<p>○一斉避難訓練の実施、防災講演会の開催、地区防災計画の策定、区防災訓練や区防災体制の構築等に取り組み、市・区が連携した防災力・減災力の向上を図る必要がある。【防災安全課】</p> <p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。また、ケーブルテレビの伝送路や引込線の切断などが発生した場合は迅速な復旧に取り組む必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○平常時から民生委員・児童委員等による避難行動要支援者への声掛け、防災に対する研修などを今後も継続する必要がある。【社会福祉課】</p> <p>○老人福祉施設の整備や改修に伴う雪害対策は特に重要であり、今後も取り組むとともに、耐災害性の向上にも取り組む必要がある。また、人生いきいき住宅助成事業の推進により、高齢者の避難支援対策として一般住宅のバリアフリー化に取り組む必要がある。【高年福祉課】</p> <p>○冬期における竹田城跡の登城確認や除雪、さのう高原内の除雪を、今後も継続する必要がある。【観光交流課】</p> <p>○オペレーターや除雪機械台数等を確保するため、建設業以外の異業種企業の参入等を促進し、除雪体制を強化する必要がある。また、大雪時においても、国道や主要県道の寸断を防ぐため、国や県などと連携を強化し、幹線道路交通網を確実に確保することで、生活道路を含めた道路交通網の確保に取り組む必要がある。</p> <p>地域における雪かきは、近隣での助け合いが最も有効に機能することから、雪かきにおける共助の重要性について市民への浸透を図る必要がある。雪かきをはじめとするボランティア活動に多くの市民の参加が得られるよう、関係団体等との連携を強化し、気運の醸成に努めるとともに、ボランティア活動への支援の充実を図る必要がある。除雪作業は、自助・共助が基本になることから、市民一人ひとりの協力が得られるよう、周知と啓発を行う必要がある。【建設課】</p>

- 市内小中学校校舎、子ども園舎等については、学校園施設長寿命化計画に基づく改修工事、各種整備を進めるとともに、学校園ごとの防災計画に基づく避難訓練を継続していく必要がある。
【学校教育課】 【こども育成課】
- シティプロモーション事業として、今後は「安心安全なまち」という魅力の発信にも取り組む必要がある。また、災害時に活躍する多様な人（専門家やボランティアなど）との対話を通じて、助け合いやボランティア活動を主体的に実践できる人財育成にも取り組む必要がある。【総合政策課】
- 広報広聴事業として、災害状況を的確に広報し、市民の不安や混乱の防止に努めるとともに要望・陳情等を聴取することで災害活動に反映させる必要がある。【秘書広報課】
- 今後も、人材育成や防災計画に寄与する取組を継続する必要がある。【ふくし相談支援課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 協定及び基本計画に基づき、災害廃棄物の適切な処理、処分に取り組む必要がある。【市民課】
- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 民生委員・児童委員等による地域での協力体制を、災害時には有効に機能させる必要がある。【社会福祉課】
- 災害時の物資不足対策として、老人クラブ支援を通じた地域コミュニティの構築に取り組む必要がある。【高年福祉課】
- 大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送等のための主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を図るとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策や適正な維持管理に努め、緊急輸送道路等の確保に取り組む必要がある。
災害発生時に人員や物資等緊急輸送に必要な交通が確保されるよう、国や兵庫県と連携し、高速道路や国道等の緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス、また、市管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。【建設課】
- 災害発生時の鉄道機能の確保について要望していく必要がある。災害時の市民の移動手段の確保について検討していく必要がある。環境負荷の少ないグリーンスローモビリティや自家用有償運送など新たな移動手段の導入について検討していく必要がある。【総合政策課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 防災施設等（防災センター・第2防災倉庫）については、今後も災害発生時に機能が果たせるよう適正な維持管理を行っていく必要がある。【防災安全課】
- 災害時への備えのために防災資機材を整備し、備蓄品、非常食等を計画的に購入し備蓄を推進する必要がある。【防災安全課】
- 火災・水害等有事の際に、より一層迅速かつ的確な消防団活動を行うため、南但消防本部と連携し、消防団員の能力向上を図る必要がある。【防災安全課】
- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 民生委員・児童委員等による地域での協力体制を、災害時には有効に機能させる必要がある。【社会福祉課】
- 老人クラブへの支援を通じた地域コミュニティの構築に取り組む必要がある。【高年福祉課】
- 大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送等のための主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震

化を図るとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策や適正な維持管理に努め、緊急輸送道路等の確保に取り組む必要がある。

災害発生時に人員や物資等緊急輸送に必要な交通が確保されるよう、国や兵庫県と連携し、高速道路や国道等の緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス、また、市管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。【建設課】

- 災害発生時の鉄道機能の確保について要望していく必要がある。
災害時の市民の移動手段の確保について検討していく必要がある。
環境負荷の少ないグリーンスローモビリティや自家用有償運送など新たな移動手段の導入について検討していく必要がある。【総合政策課】
- 妊産婦や乳幼児、障害児等の要支援者の避難支援の対応については、個別に調整できていない。
安否確認や避難支援については行政だけでなく地域の自主防災の力と連携した支援体制の構築が必要である。【地域医療・健康課】
- 健康増進事業として、災害時には県と連携しながら市民のこころのケアを実施する必要がある。
また医療的ケアを必要とする難病患者等の避難支援については、家族の同意を得て個別対応マニュアルを作成し、災害時にはこれに基づき対応することとしているが、避難支援の必要なすべてのケースについて調整できているわけではない。【地域医療・健康課】
- 広報広聴事業として、災害状況を的確に広報し、市民の不安や混乱の防止に努めるとともに、要望・陳情等を聴取することで災害活動に反映させる必要がある。
外国人市民のための緊急（災害）時対応マニュアルの改訂を行う必要がある。【秘書広報課】

（起きてはならない最悪の事態）

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 一斉避難訓練の実施、防災講演会の開催、地区防災計画の策定、区防災訓練や区防災体制の構築等に取り組む、市・区が連携した防災力・減災力の向上を図る必要がある。【防災安全課】
- 防災施設等（防災センター・第2防災倉庫）については、今後も災害発生時に機能が果たせるよう適正な維持管理を行っていく必要がある。【防災安全課】
- 災害時への備えのために防災資機材を整備し、備蓄品、非常食等を計画的に購入し備蓄を推進する必要がある。【防災安全課】
- 火災・水害等有事の際に、より一層迅速かつ的確な消防団活動を行うため、南但消防本部と連携し、消防団員の能力向上を図る必要がある。【防災安全課】
- 災害発生時に消防施設等の機能が発揮できるよう努める必要がある。【防災安全課】
- 消防車両の更新、旧耐震の消防機庫の耐震化を図るため、年次的に整備を行う必要がある。【防災安全課】
- 区や民生委員・児童委員等が協力した地域での共助、自助について研修等を、今後も継続していく必要がある。【社会福祉課】
- 災害時の警察・消防機能不足対策には、平時から地域コミュニティの構築が重要であり、元気な高齢者やシルバー人材の力も必要である。老人クラブ支援を通じた地域コミュニティの構築や介護予防事業の推進、シルバー人材センターの支援による人材の確保、地域福祉基金活用によるボランティア人材育成に取り組む必要がある。また、災害時の消防機能不足対策には平時から高齢者の消防・救急相互扶助体制の構築が必要であり、高齢者緊急通報事業を推進することにより、今後も引き続き消防機能確保に取り組む必要がある。さらに、災害時の困窮高齢者、要介護高齢者の救急・救助機能不足対策には、平時から対象者の把握・保護が必要である。老人保護措置事業、介護保険事業の推進により、今後も引き続き救急・救助機能確保に取り組む必要がある。
【高年福祉課】
- シティプロモーション事業として、今後は「安心安全なまち」という魅力の発信にも取り組む必要がある。老朽化が進んでいる公共施設について、公共施設等総合管理計画等に基づきながら計画的に再配置（多機能化、廃止など）を進めていく必要がある。

<p>それぞれの自治体の弱みや課題を補う「相互補完」や、強みを高める「相乗効果」による持続可能な自治体運営を行うため、効果的な連携事業に取り組んでいく必要がある。【総合政策課】</p> <p>○広報広聴事業として、災害状況を的確に広報し、市民の不安や混乱の防止に努めるとともに要望・陳情等を聴取することで災害活動に反映させる必要がある。【秘書広報課】</p> <p>○重篤・重傷な救急患者に対して医師等が必要な医療行為を行いながら病院へ搬送するドクターカー運行事業は、今後も維持していく必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○地域のそれぞれの活力が救助活動の助力につながるような方法についても検討することが必要である。【地域医療・健康課】</p> <p>○災害時の救急活動等の絶対的不足の有無に係わらず、救急活動について市内医療機関等と連携した活動ができるように体制整備について検討する必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○今後も、人材育成や防災計画に寄与する取組を継続する必要がある。【ふくし相談支援課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>
<p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○災害時の医療機能麻痺対策として、老人クラブへの支援を通じた地域コミュニティの構築に取り組む必要がある。</p> <p>災害時の医療機能麻痺対策には、元気な高齢者、シルバー人材の力も必要である。老人福祉一般事業や介護予防事業の推進、シルバー人材センターの支援、地域福祉基金活用によるボランティア人材育成により、今後も引き続き医療機能麻痺対策に備える必要がある。【高齢福祉課】</p> <p>○地震時等の空き家の倒壊を未然に防止するため、支援制度が活用されるよう制度の周知等に取り組む必要がある。また、朝来市耐震改修促進計画に基づき、地震時等の倒壊を未然に防止するため、今後も支援制度が活用されるよう制度の周知等に取り組む必要がある。【都市開発課】</p> <p>○重篤・重傷な救急患者に対して医師等が必要な医療行為を行いながら病院へ搬送するドクターカー運行事業は、今後も維持していく必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○健康増進事業として、種々の取組を継続する必要がある。「心のケア相談」については災害発生後にも実施可能と思われるが、具体的にスタッフの確保やどのように支援するのか等具体的な方法までは検討できていない。災害時には県と連携しながら市民の心のケアを実施する必要がある。また、保健師・栄養士による健康相談も継続していく必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○健康増進事業としては、医療機能の麻痺をカバーできる事業はないが、大規模災害の発生後には精神面のケアが重要となり、種々の取組を継続していく必要がある。災害発生後にも「こころのケア相談」の実施は可能と思われるが、スタッフの確保や具体的な実施方法までは検討できていない。県とも連携した対応が必要である。また、保健師・栄養士等による健康相談も災害時には関係機関等と連携した実施が重要のため受援体制等についての検討が必要。【地域医療・健康課】</p> <p>○公立朝来医療センターの医師確保のため、公立豊岡病院組合と連携をしながら取り組んでいるが、現在のところ目標の医師の数までは確保できていない。今後も医療従事者の確保に努める必要がある。公立朝来医療センターに設置されている非常用発電装置の機能の確保のため、燃料供給が確実にいけるように流通・備蓄体制整備について公立朝来医療センターや庁内関係部署に確認・依頼を行う必要がある。また、迅速な医療に対応するために、災害拠点病院や公立朝来医療センター・市医師会に働きかけ病診連携の継続によるスムーズな医療提供の更なる強化が必要である。さらに、医師等医療専門のチームへの依頼についても県や関係機関との協議が必要である。【地域医療・健康課】</p> <p>○県や他市町関係機関・団体との連携を強化しマンパワーの確保、スタッフのスキルアップに努めていく必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○朝来市保健センターには南但休日診療所が併設されており、保健センターと休日診療所が被災時</p>

には迅速に対応する保健や医療の活動拠点として活用できるよう非常用発電装置の設置の検討が必要である。【地域医療・健康課】

○被災地における感染症の大規模発生時にはさらに県との連携した対応、適切な指導が必要なため、日頃からの情報共有を行い、顔の見える関係づくりが重要。また、新型インフルエンザ等感染症対策についても、市の行動計画に基づき適切な対応について検討をすすめていく必要がある。【地域医療・健康課】

○大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送等のための主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を図るとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策や適正な維持管理に努め、緊急輸送道路等の確保に取り組む必要がある。

災害発生時に人員や物資等緊急輸送に必要な交通が確保されるよう、国や兵庫県と連携し、高速道路や国道等の緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス、また、市管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。【建設課】

○災害発生時の鉄道機能の確保について要望していく必要がある。

災害時の市民の移動手段の確保について検討していく必要がある。

環境負荷の少ないグリーンスローモビリティや自家用有償運送など新たな移動手段の導入について検討していく必要がある。【総合政策課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○防災施設等（防災センター・第2防災倉庫）については、今後も災害発生時に機能が果たせるよう適正な維持管理を行っていく必要がある。【防災安全課】

○協定及び基本計画に基づき、災害廃棄物の適切な処理、処分に取り組む必要がある。【市民課】

○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】

○外国人市民のための緊急（災害）時対応マニュアルの改訂を行う必要がある。【秘書広報課】

○妊産婦や乳幼児、障害児等の要支援者の避難支援の対応については、個別に調整できていない。安否確認や避難支援については行政だけでなく地域の自主防災の力と連携した支援体制の構築が必要である。【地域医療・健康課】

○各種検診事業、保健師・栄養士による健康教室、健康相談や訪問指導、精神科医師や心理士の協力を得た「心のケア相談」事業について、災害発生後に、どのように開催していくのかまでは想定できていないため、今後の検討が必要である。また、被災地における感染症対策については県と連携した適切な指導が求められるため、日頃から情報共有や顔の見える関係づくりが必要である。さらに、災害発生後の避難所における健康管理等への支援についても、市だけでなく全国的な専門職チームの派遣が得られるので、必要と判断される場合は速やかに応援要請ができるよう平時から受援体制の検討が必要。【地域医療・健康課】

○重篤・重傷な救急患者に対して医師等が必要な医療行為を行いながら病院へ搬送するドクターカー運行事業は、今後も維持していく必要がある。【地域医療・健康課】

○被災地における感染症の大規模発生時にはさらに県との連携した対応、適切な指導が必要なため、日頃からの情報共有を行い、顔の見える関係づくりが重要。また、新型インフルエンザ等感染症対策についても、市の行動計画に基づき適切な対応について検討をすすめていく必要がある。【地域医療・健康課】

○被災時の感染症等の発生防止や蔓延・拡大予防のため、兵庫県や朝来市医師会等と連携し活動ができるように検討・調整等する必要がある。【地域医療・健康課】

○今後も各機関、スタッフの専門性を活かして、日常での感染症予防等の普及・啓発を強化していく必要がある。【地域医療・健康課】

○保健センター維持管理としては、被災時における感染症等の発生時、集団による予防接種の実施

<p>場所として機能するように体制整備を検討する必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○健幸づくりを市全体で行うために環境づくりを進めていく必要がある。また、感染症等を予防するため健幸づくりの一環として地域と市が協働で繋がり取り組むことができるように方策を検討する必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○発災後の市民への感染予防対策は、ふくし相談支援課も応じる必要がある。甚大な被害については、これまで避難支援を行ったことがないため、その対応を検討しておく必要がある。【ふくし相談支援課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p>○災害時には、朝来市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び免除取扱要綱、朝来市福祉医療費助成条例において一部負担金の免除等の制度を適切に運用していく必要がある。【市民課】</p> <p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○妊産婦や乳幼児、障害児等の要支援者の避難支援の対応については、個別に調整できていない。安否確認や避難支援については行政だけでなく地域の自主防災の力と連携した支援体制の構築が必要である。【地域医療・健康課】</p> <p>○被災地における感染症の大規模発生時にはさらに県との連携した対応、適切な指導が必要なため、日頃からの情報共有を行い、顔の見える関係づくりが重要。また、新型インフルエンザ等感染症対策についても、市の行動計画に基づき適切な対応について検討をすすめていく必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○薬剤師・理学療法士等の医療関係者との連携は不十分である。今後は、避難者に専門職が関われるよう市内医療機関の医師・歯科医師との連携の継続と、他医療職種との連携を図る必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○保健師・管理栄養士（栄養士）、歯科衛生士、臨床心理士については、市民が日常から健康管理についての意識を持てるように専門性を活かした知識の普及・啓発を継続して行う必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○朝来市保健センターは休日診療所と併設しており、災害時には保健や医療の活動拠点として機能するよう非常用発電装置の設置についての検討が必要である。【地域医療・健康課】</p> <p>○平時・被災時においても自分に合った健康管理ができるようにまた、互いが繋がりを持ち心身に健やかに過ごせるような環境づくりを進めることが必要である。【地域医療・健康課】</p> <p>○各種検診事業、保健師・栄養士による健康教室、健康相談や訪問指導、精神科医師や心理士の協力を得た「心のケア相談」事業について、災害発生後に、どのように開催していくのかまでは想定できていないため、今後の検討が必要である。また、被災地における感染症対策については県と連携した適切な指導が求められるため、日頃から情報共有や顔の見える関係づくりが必要である。さらに、災害発生後の避難所における健康管理等への支援についても、市だけでなく全国的な専門職チームの派遣が得られるので、必要と判断される場合は速やかに応援要請ができるよう平時から受援体制の検討が必要。【地域医療・健康課】</p> <p>○重篤・重傷な救急患者に対して医師等が必要な医療行為を行いながら病院へ搬送するドクターカー運行事業は、今後も維持していく必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○外国人市民のための緊急（災害）時対応マニュアルの改訂を行う必要がある。【秘書広報課】</p> <p>○発災後の市民への感染予防対策は、健康福祉部内の業務として、ふくし相談支援課も応じる必要がある。【ふくし相談支援課】</p>

3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱</p>

- 火災・水害等有事の際に、より一層迅速かつ的確な消防団活動を行うため、南但消防本部と連携し、消防団員の能力向上を図る必要がある。【防災安全課】
- 重篤・重傷な救急患者に対して医師等が必要な医療行為を行いながら病院へ搬送するドクターカー運行事業は、今後も維持していく必要がある。【地域医療・健康課】
- 被災により治安が悪化しても、適切に医療が受けられるような仕組みを公立朝来医療センターや医療機関、警察・消防署・市・県等で検討する必要がある。【地域医療・健康課】
- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 民生委員・児童委員等による地域コミュニティの醸成を継続する必要がある。【社会福祉課】
- 災害時の治安悪化対策として、老人クラブへの支援を通じた地域コミュニティの構築に取り組む必要がある。【高年福祉課】
- シティプロモーション事業として、「安心安全なまち」という魅力の発信にも取り組む必要がある。適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、老朽化が進んでいる公共施設について、公共施設等総合管理計画等に基づきながら計画的に再配置（多機能化、廃止など）を進めていく必要がある。【総合政策課】
- 広報広聴事業として、状況を的確に広報することで、市民の不安や混乱の防止に努めるとともに要望・陳情等を聴取することで災害活動に反映させる必要がある。【秘書広報課】

（起きてはならない最悪の事態）

3-2) 国、県、周辺自治体等の関係行政機関の機能不全

- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 地域医療対策推進事業としては、行政機関の機能が動かなくても、限られた中で、公立豊岡病院組合や市内医師会・歯科医師会との連携や電話相談の利用促進を図り、市民が医療の提供を受けられるようにする体制づくりが必要である。【地域医療・健康課】
- 災害時の行政機能不全対策として、老人クラブへの支援を通じた地域コミュニティの構築に取り組む必要がある。【高年福祉課】
- それぞれの自治体の弱みや課題を補う「相互補完」や、強みを高める「相乗効果」による持続可能な自治体運営を行うため、効果的な連携事業に取り組んでいく必要がある。【総合政策課】

（起きてはならない最悪の事態）

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 災害時の行政機能不全対策として、老人クラブへの支援を通じた地域コミュニティの構築に取り組む必要がある。【高年福祉課】
- 災害等におけるライフラインの停止により、大部分の調理機能は停止となることが予想されるため、代替となるライフラインを可能な限り確保していく必要がある。【学校給食センター】
- 新庁舎整備に関連した施設の整備や各支所庁舎等の改修などの事業実施（庁舎整備事業：生野・朝来・その他）の際に、災害への対応にも取り組む必要がある。
庁内情報ネットワーク管理事業として、災害時にも機能する庁内の情報ネットワークを構築する必要がある。【財務課】
- 重篤・重傷な救急患者に対して医師等が必要な医療行為を行いながら病院へ搬送するドクターカー運行事業は、今後も維持していく必要がある。【地域医療・健康課】
- 公立朝来医療センターは耐震化や非常用電源設備は整っており、災害時での安定した医療提供のために、確実に燃料供給が行えるようにする必要がある。なお、公立朝来医療センターの医療従事者が被災により医療に従事できない場合の体制について市内医師会・歯科医師会やその他専門職チームへの協力により医療が継続できるようにする。【地域医療・健康課】
- 適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、老朽化が進んでいる公共施設

について、公共施設等総合管理計画等に基づきながら計画的に再配置（多機能化、廃止など）を進めていく必要がある。自分らしく生き生きと活躍する「ひと」づくり、魅力ある多様な「しごと」づくり、誰もが希望を持ち、心豊かに安心して暮らせる「まち」づくりを進めていく必要がある。それぞれの自治体の弱みや課題を補う「相互補完」や、強みを高める「相乗効果」による持続可能な自治体運営を行うため、効果的な連携事業に取り組んでいく必要がある。【総合政策課】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 防災施設等（防災センター・第2防災倉庫）については、今後も災害発生時に機能が果たせるよう適正な維持管理を行っていく必要がある。【防災安全課】
- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。また、ケーブルテレビの伝送路や引込線の切断などが発生した場合は迅速な復旧に取り組む必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 重篤・重傷な救急患者に対して医師等が必要な医療行為を行いながら病院へ搬送するドクターカー運行事業は、今後も維持していく必要がある。【地域医療・健康課】
- 耐災害性を向上した移動通信鉄塔整備を推進する必要がある。【財務課】
- シティプロモーション事業として、「安心安全なまち」という魅力の発信にも取り組む必要がある。老朽化が進んでいる公共施設について、公共施設等総合管理計画等に基づきながら計画的に再配置（多機能化、廃止など）を進めていく必要がある。【総合政策課】
- 広報広聴事業として、状況を的確に広報することで、市民の不安や混乱の防止に努めるとともに要望・陳情等を聴取することで災害活動に反映させる必要がある。【秘書広報課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ケーブルテレビの伝送路や引込線の切断などが発生した場合は迅速な復旧に取り組む必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 地域においては自主防災組織を中心に民生委員・児童委員の協力を得ながら、地区防災計画の策定、区防災訓練や区防災体制の構築等に取り組んでいただくよう、今後も助言していく必要がある。また、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備が必要である。【社会福祉課】
- 災害時の人力による情報伝達には平時からの地域コミュニティの構築が重要であり、元気な高齢者、シルバー人材の力も必要である。引き続き老人クラブ支援を通じた地域コミュニティの構築に取り組み、また、介護予防事業の推進、シルバー人材センターの支援、地域福祉基金活用によるボランティア人材育成により、今後も引き続き情報伝達体制の確保に備える必要がある。【高年福祉課】
- シティプロモーション事業として、「安心安全なまち」という魅力の発信にも取り組む必要がある。【総合政策課】
- 広報広聴事業として、状況を的確に広報することで、市民の不安や混乱の防止に努めるとともに要望・陳情等を聴取することで災害活動に反映させる必要がある。【秘書広報課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 一斉避難訓練の実施、防災講演会の開催、地区防災計画の策定、区防災訓練や区防災体制の構築等に取り組む、市・区が連携した防災力・減災力の向上を図る必要がある。【防災安全課】
- 防災施設等（防災センター・第2防災倉庫）については、今後も災害発生時に機能が果たせるよう適正な維持管理を行っていく必要がある。【防災安全課】
- 災害時への備えのために防災資機材を整備し、備蓄品、非常食等を計画的に購入し備蓄を推進す

<p>る必要がある。【防災安全課】</p> <p>○火災・水害等有事の際に、より一層迅速かつ的確な消防団活動を行うため、南但消防本部と連携し、消防団員の能力向上を図る必要がある。【防災安全課】</p> <p>○ケーブルテレビの伝送路や引込線の切断などが発生した場合は迅速な復旧に取り組む必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○区においては、避難行動要支援名簿登録者に対する避難支援等の体制づくりの推進を図っていく必要がある。また、災害時の情報伝達手段を整理しておく必要がある。【社会福祉課】</p> <p>○災害時の人力による情報収集・伝達、避難行動、相互扶助、相互支援のために、老人クラブへの支援を通じた地域コミュニティの構築に取り組む必要がある。災害時の人力による情報収集・伝達、避難行動、相互扶助、相互支援には、元気な高齢者、シルバー人材の力も必要である。老人福祉一般事業や介護予防事業の推進、シルバー人材センターの支援、地域福祉基金活用によるボランティア人材育成により、人力による情報収集・伝達、避難行動、相互扶助、相互支援体制の確保に備える必要がある。【高年福祉課】</p> <p>○学校園においては、避難行動訓練を継続して実施していく必要がある。【こども育成課】</p> <p>○シティプロモーション事業として、「安心安全なまち」という魅力の発信にも取り組む必要がある。災害時に活躍する多様な人（専門家やボランティアなど）と対話を通じて、助け合いやボランティア活動を主体的に実践できる人材育成にも取り組む必要がある。</p> <p>適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、老朽化が進んでいる公共施設について、公共施設等総合管理計画等に基づきながら計画的に再配置（多機能化、廃止など）を進めていく必要がある。</p> <p>自分らしく生き生きと活躍する「ひと」づくり、魅力ある多様な「しごと」づくり、誰もが希望を持ち、心豊かに安心して暮らせる「まち」づくりを進めていく必要がある。【総合政策課】</p> <p>○広報広聴事業として、状況を的確に広報することで、市民の不安や混乱の防止に努めるとともに要望・陳情等を聴取することで災害活動に反映させる必要がある。</p> <p>外国人市民のための緊急（災害）時対応マニュアルの改訂を行う必要がある。【秘書広報課】</p> <p>○要支援者として優先順位の高い乳幼児（人工呼吸器など医療的ケアを必要とする児）以外の要支援者に対して情報の伝達する手段としては、母子保健事業独自のシステムはない状況であり、今後検討する必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○重篤・重傷な救急患者に対して医師等が必要な医療行為を行いながら病院へ搬送するドクターカー運行事業は、今後も維持していく必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○朝来市職員服務規程第20条において、非常事態における文書等の持出等を定めており、災害時における情報の取り扱いについては、これに基づいた適正な運用を引き続き行っていく必要がある。</p> <p>○ケアマネジャーを中心とした災害対応個人マニュアルと社会福祉課の持つ災害時要援護者リストとの突合を行う必要がある。【ふくし相談支援課】</p>
--

5 経済活動を機能不全に陥らせない

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>5-1) サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下</p> <p>○市内事業者に対してのBCPの作成に関する指導、助言、各種支援を行い、災害に強い事業者育成を進める必要がある。【経済振興課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害</p> <p>○大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。【建設課】</p> <p>○災害発生時の鉄道機能の確保について要望していく必要がある。</p>

<p>災害時の市民の移動手段の確保について検討していく必要がある。また、環境負荷の少ないグリーンスローモビリティや自家用有償運送など新たな移動手段の導入について検討していく必要がある。【総合政策課】</p> <p>○市内事業者に対してのBCP作成に関する指導、助言、各種支援を行い、災害に強い事業者育成を進める必要がある。【経済振興課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>5-3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p>
<p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。また、ケーブルテレビの伝送路や引込線の焼失などが発生した場合は迅速な復旧に取り組む必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○老朽化した機械等を使用することにより災害を起こすリスクを軽減するための取組を、今後も継続していく必要がある。【経済振興課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>5-4) 幹線の分断等、陸の基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>
<p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送等のための主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を図るとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策や適正な維持管理に努め、緊急輸送道路等の確保に取り組む必要がある。</p> <p>災害発生時に人員や物資等緊急輸送に必要な交通が確保されるよう、国や兵庫県と連携し、高速道路や国道等の緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス、また、市管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。【建設課】</p> <p>○今後は、災害発生時の鉄道機能の確保について要望していく必要がある。</p> <p>災害時の市民の移動手段の確保について検討していく必要がある。また、環境負荷の少ないグリーンスローモビリティや自家用有償運送など新たな移動手段の導入について検討していく必要がある。【総合政策課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>5-5) 食料等の安定供給の停滞</p>
<p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○社会福祉施設等への食料供給に関する支援体制の構築が必要である。【社会福祉課】</p> <p>○市内随一の大型調理施設として、被災市民への炊出し等について想定しておく必要がある。【学校給食センター】</p> <p>○今後は、災害発生時の鉄道機能の確保について要望していく必要がある。</p> <p>災害時の市民の移動手段の確保について検討していく必要がある。また、環境負荷の少ないグリーンスローモビリティや自家用有償運送など新たな移動手段の導入について検討していく必要がある。【総合政策課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>5-6) 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</p>
<p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○市内事業者に対してのBCPの作成に関する指導、助言、各種支援を行い、災害に強い事業者育成を進める必要がある。【経済振興課】</p> <p>○社会福祉施設等へライフライン系の支援体制の構築が必要である。【社会福祉課】</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>6-1) 電力供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止</p> <p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○社会福祉施設等へライフライン系の支援体制の構築が必要である。【社会福祉課】</p> <p>○大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。【建設課】</p> <p>○市内事業者に対してのBCPの作成に関する指導、助言、各種支援を行い、災害に強い事業者育成を進める必要がある。【経済振興課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○社会福祉施設等へライフライン系の支援体制の構築が必要である。【社会福祉課】</p> <p>○基幹管路の耐震化に継続して取り組む必要がある。【上下水道課】</p> <p>○それぞれの自治体の弱みや課題を補う「相互補完」や、強みを高める「相乗効果」による持続可能な自治体運営を行うため、効果的な連携事業に取り組んでいく必要がある。【総合政策課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○社会福祉施設等へライフライン系の支援体制の構築が必要である。【社会福祉課】</p> <p>○ストックマネジメント計画における調査・改築に取り組んでおり、今後もこの取組を継続する必要がある。【上下水道課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>6-4) 地域交通網（陸路）等の交通インフラの長期間にわたる機能停止</p> <p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送等のための主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を図るとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策や適正な維持管理に努め、緊急輸送道路等の確保に取り組む必要がある。</p> <p>災害発生時に人員や物資等緊急輸送に必要な交通が確保されるよう、国や兵庫県と連携し、高速道路や国道等の緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス、また、市管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。【建設課】</p> <p>○今後は、災害発生時の鉄道機能の確保について要望していく必要がある。</p> <p>災害時の市民の移動手段の確保について検討していく必要がある。また、環境負荷の少ないグリーンスローモビリティや自家用有償運送など新たな移動手段の導入について検討していく必要がある。【総合政策課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全</p> <p>○一斉避難訓練の実施、防災講演会の開催、地区防災計画の策定、区防災訓練や区防災体制の構築</p>

- 等に取り組み、市・区が連携した防災力・減災力の向上を図る必要がある。【防災安全課】
- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】
 - 今後は災害時に活躍する多様な人（専門家やボランティアなど）との対話を通じて、助け合いやボランティア活動を主体的に実践できる人財育成にも取り組む必要がある。【総合政策課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-1) 地震に伴う市街地、集落の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 防災施設等（防災センター・第2防災倉庫）については、今後も災害発生時に機能が果たせるよう適正な維持管理を行っていく必要がある。【防災安全課】
- 災害時への備えのために防災資機材を整備し、備蓄品、非常食等を計画的に購入し備蓄を推進する必要がある。【防災安全課】
- 火災・水害等有事の際に、より一層迅速かつ的確な消防団活動を行うため、南但消防本部と連携し、消防団員の能力向上を図る必要がある。【防災安全課】
- 重篤・重傷な救急患者に対して医師等が必要な医療行為を行いながら病院へ搬送するドクターカー一運行事業は、今後も維持していく必要がある。【地域医療・健康課】
- 災害拠点病院やDMAT、JMAT等への要請を行うための判断や流れについて、庁内関係部署と公立朝来医療センターや朝来市医師会・歯科医師会・兵庫県等の関係機関との検討が必要である。【地域医療・健康課】
- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。また、ケーブルテレビの伝送路や引込線の切断などが発生した場合は迅速な復旧に取り組む必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 不特定多数の観光客等が集まる観光施設については、防火管理者を置き、消防計画に基づく定期的な避難訓練や消火訓練等を継続する必要がある。【観光交流課】
- 大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶ恐れがあるため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。【建設課】
- 今後は、災害発生時の鉄道機能の確保について要望していく必要がある。
災害時の市民の移動手段の確保について検討していく必要がある。また、環境負荷の少ないグリーンスローモビリティや自家用有償運送など新たな移動手段の導入について検討していく必要がある。
適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、老朽化が進んでいる公共施設について、公共施設等総合管理計画等に基づきながら計画的に再配置（多機能化、廃止など）を進めていく必要がある。
自分らしく生き生きと活躍する「ひと」づくり、魅力ある多様な「しごと」づくり、誰もが希望を持ち、心豊かに安心して暮らせる「まち」づくりを進めていく必要がある。【総合政策課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-2) 沿線・沿道の建物や構造物等の倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

- 大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】
- 地震時等の空き家の倒壊を未然に防止するために、空家等対策計画に基づく支援制度が活用されるよう制度の周知等に取り組む必要がある。また、地震時等の倒壊を未然に防止するために、朝来市耐震改修促進計画に基づく支援制度が活用されるよう制度の周知等に取り組む必要がある。【都市開発課】
- 大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶ恐れがあるため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

<p>ある。【建設課】</p> <p>○今後は、災害発生時の鉄道機能の確保について要望していく必要がある。</p> <p>今後は、災害時の市民の移動手段の確保について検討していく必要がある。また、環境負荷の少ないグリーンスローモビリティや自家用有償運送など新たな移動手段の導入について検討していく必要がある。【総合政策課】</p> <p>○支障木伐採、道路修繕等を継続し、道路管理していく必要がある。【朝来支所】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>7-3) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出、流木等による多数の死傷者の発生</p>
<p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。また、ケーブルテレビの伝送路や引込線の焼失などが発生した場合は迅速な復旧に取り組む必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○ため池の大規模災害リスクの高まりに応じてソフト事業であるハザードマップの作成からハード事業である改修、耐震、廃止等、幅広く対応していく必要がある。【農林振興課】</p> <p>○妊産婦や乳幼児、障害児等の要支援者の避難支援の対応については、個別に調整できていない。安否確認や避難支援については行政だけでなく地域の自主防災の力と連携した支援体制の構築が必要である。【地域医療・健康課】</p> <p>○シティプロモーション事業として、今後は「安心安全なまち」という魅力の発信にも取り組む必要がある。【総合政策課】</p> <p>○広報広聴事業として、災害状況を的確に広報し、市民の不安や混乱の防止に努めるとともに要望・陳情等を聴取することで災害活動に反映させる必要がある。</p> <p>外国人市民のための緊急（災害）時対応マニュアルの改訂を行う必要がある。【秘書広報課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>7-4) 危険物、有害物質、劇物等の大規模拡散・流出による被害の拡大</p>
<p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○市内事業者に対してのBCPの作成に関する指導、助言、各種支援を行い、災害に強い事業者育成を進める必要がある。【経済振興課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>7-5) 農地・森林等の被害による国土の荒廃</p>
<p>○大規模な災害発生時には、ケーブルテレビの自主放送や音声告知による情報提供を行う必要がある。【ケーブルテレビセンター】</p> <p>○要修繕の判定が出た橋梁については、年次計画を立て、適切な措置を行うことで長寿命化を図る必要がある。</p> <p>井堰等農業用施設も改修・修繕等必要な措置を取ることで、農業用施設の災害リスクを低減していく必要がある。</p> <p>市内における耕作放棄地の増加の対策として、今後も継続して土地の再整備を推進することで農地の保全につなげていく必要がある。【農林振興課】</p> <p>○災害時の対応のために、山地番の地番図整備を進める必要がある。【税務課】</p> <p>○市内事業者に対してのBCPの作成に関する指導、助言、各種支援を行い、災害に強い事業者育成を進める必要がある。【経済振興課】</p> <p>○農業委員会の活動による農地利用最適化を推進し、担い手への農地集積・集約化を図る必要がある。【農業委員会】</p>

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>○協定及び基本計画に基づき、災害廃棄物の適切な処理、処分に取り組む必要がある。【市民課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>8-2) より良い復興（創造的復興）に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態</p> <p>○一斉避難訓練の実施、防災講演会の開催、地区防災計画の策定、区防災訓練や区防災体制の構築等に取り組み、市・区が連携した防災力・減災力の向上を図る必要がある。【防災安全課】</p> <p>○社会福祉協議会に対する運営補助として、災害に特化した災害ボランティア活動サポート補助金交付を、今後も継続していく必要がある。【社会福祉課】</p> <p>○より良い復興には平時からの地域コミュニティの構築、地域の防災力の向上が重要であり、元気な高齢者、シルバー人材の力も必要である。引き続き老人クラブ支援をとおした地域コミュニティの構築、地域の防災力の向上に取り組む必要がある。介護予防事業の推進、シルバー人材センターの支援、地域福祉基金活用によるボランティア人材育成により、今後も引き続き取り組む必要がある。</p> <p>今後は、引き続き老人クラブ支援による地域コミュニティを通じた、地域の防災力の向上に取り組む必要がある。【高年福祉課】</p> <p>○各学校園での防災教育を継続する必要がある。【学校教育課】 【こども育成課】</p> <p>○家屋被害認定士養成講習の受講者及びその資格を有した職員を増やし、有事に備えていく必要がある。【総務課】</p> <p>○保健師・管理栄養士（栄養士）、歯科衛生士、臨床心理士の各専門職のネットワークを活用し、他市町と相互に応援体制が取れるように協議しておく必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○保健センターは、将来に亘り継続使用していくために予防保全など計画的な改修を行っていく必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○令和2年度には健康増進計画・食育推進計画の改定を行う予定である。また、新型インフルエンザ等対策に関する行動計画等に基づく積極的な取組の推進が必要である。【地域医療・健康課】</p> <p>○今後は災害時に活躍する多様な人（専門家やボランティアなど）との対話を通じて、助け合いやボランティア活動を主体的に実践できる人財育成にも取り組む必要がある。【総合政策課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、自治会や地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <p>○災害時に文化財の損失を招かないよう、文化財部局等との連携強化に取り組む必要がある。【生野支所】</p> <p>○県立自然公園等の開発行為が必要な場合は、災害に強い適切な開発が行われるよう、関係部局との連携に取り組む必要がある。【観光交流課】</p> <p>○空き家となっている古民家を再生し、地域活性化に資する活用を図る事業を継続していく必要がある。また、和田山駅南北自由通路の整備、事業化に向けて引き続き検討していく必要がある。さらに、街なみ環境整備事業について事業推進を図り、自治会や地域コミュニティの形成促進を図る必要がある。【都市開発課】</p> <p>○災害が発生した場合の文化財パトロール、文化財所有者への意識啓発チラシや文書の発送による密な連携、啓発のための出前講座の実施等を継続する必要がある。【文化財課】</p> <p>○今後は災害時に活躍する多様な人（専門家やボランティアなど）との対話を通じて、助け合いやボランティア活動を主体的に実践できる人財育成にも取り組む必要がある。</p> <p>適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、老朽化が進んでいる公共施設について、公共施設等総合管理計画等に基づきながら計画的に再配置（多機能化、廃止など）を進めていく必要がある。</p>

<p>自分らしく生き生きと活躍する「ひと」づくり、魅力ある多様な「しごと」づくり、誰もが希望を持ち、心豊かに安心して暮らせる「まち」づくりを進めていく必要がある。【総合政策課】</p> <p>○地域自治協議会の運営を支援し共助の拡大を図る必要がある。【市民協働課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>8-4) 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>○母子保健事業としては、災害時の避難支援者である優先順位の高い児（医療的ケアを必要とする児）の長期にわたる避難場所については、保護者や関係機関を交えて個別支援会議等で対応方法の検討をしているが、すべてのケースが調整できているわけではない。今後は、平時から災害時を想定して相談事業所の相談員を中心に保護者と個々に調整しておく必要がある。【地域医療・健康課】</p> <p>○家屋被害認定士養成講習の受講者及びその資格を有した職員を増やし、有事に備えていく必要がある。【総務課】</p> <p>○企業誘致促進事業として、企業の誘致や市内事業所の生産規模の拡張等を支援し事業所の生産力を高める取組を、今後も継続する必要がある。【経済振興課】</p> <p>○災害発生後の復旧・復興の迅速化と境界トラブルの未然防止、また、土地に関する筆界等の明確化等の目的達成に向け調査等の更なる推進と進捗率の向上を図るため事業に取り組む必要がある。【地籍調査課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>8-5) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内及び但馬地域の経済等への甚大な影響</p>
<p>○朝来市観光協会や但馬県民局等の関係機関と災害時に適切な対応が図れるように、連携強化に取り組む必要がある。【観光交流課】</p> <p>○電話相談事業が失業等により心身の不調を感じた場合に相談できる機関の一つとして市民への更なる周知が必要である。【地域医療・健康課】</p> <p>○災害による失業等の回避、雇用促進に取り組む必要がある。【経済振興課】</p> <p>○それぞれの自治体の弱みや課題を補う「相互補完」や、強みを高める「相乗効果」による持続可能な自治体運営を行うため、効果的な連携事業に取り組んでいく必要がある。【総合政策課】</p> <p>〈その他〉</p> <p>○家屋被害認定調査、災害に伴う税の減免及び徴収の猶予措置等、災害時の事務分掌について、対応方策を検討する必要がある。【税務課】</p>

【別紙2】市域の強靱化を推進する主な事業（概ね5か年程度）

※1：本事業一覧には、兵庫県強靱化計画（令和2年3月）【別紙2】強靱化を推進する主な事業（R1～R10）に掲載の事業の内、本市域内で実施を予定している事業についても抽出し掲載している。この県事業については、事業名欄に「(県事業)」と記載している。

※2：実施時期については、事業が実施される年次が概ね明確となっている場合は、実施年次を記載することとし、概ね5年以内に実施予定ではあるが、具体年次が調整中の事業については「●」を記載している。また、R7以降（5年後以降）に実施予定の事業については、「R7以降」等の表記としている。

1. 国土保全

(1) 河川、砂防の防災、減災

番号	事業名※1	事業箇所	事業概要	実施時期※2 (R2～R6)	所管
1	水防事業	市内	土嚢袋、土嚢用真砂土の配布	●	防災安全課
2	河川整備事業	円山川上流	河川改修	●	建設課
3	普通河川整備事業	市内	河川改修	●	建設課
4	普通河川浚渫事業	市内河川	20河川の河床浚渫	●	建設課
5	治水事業	円山川 (朝来工区)	河川改修 L=7,000m 築堤、護岸、橋梁、井堰他	●	兵庫県県土整備部
6	治水事業	円山川 (和田山工区)	河川改修 L=13,300m 築堤、護岸他	●	兵庫県県土整備部

(2) 農地の防災、減災

番号	事業名※1	事業箇所	事業概要	実施時期※2 (R2～R6)	所管
1	農地中間管理機構 関連農地整備事業	夜久野高原 東和田・久田和	土地の再整備を進め適切に 農地を管理	～R4 ～R5	兵庫県農政 環境部 農林振興課
2	水利施設等保全高 度化事業	東和田・久田和	農地中間管理機構関連農地 整備事業のための設計等 を行い、基礎資料を得る	R2	農林振興課
3	農地台帳整備	市内	農地中間管理事業との連 携・協力や農地集積・集約化 の基となる農地台帳の整備 を行う	●	農業委員会

(3) ため池の防災、減災

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	農村地域防災減災事業（ため池廃止等計画）	市内	ため池52か所の定期点検及び廃止等計画	R2～R6	農林振興課
2	農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成）	市内	ため池 25 か所のハザードマップの作成	R2～R6	農林振興課

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	ため池対策（県事業）	直谷池	堤体 76m	●	兵庫県農政環境部

(4) 森林、里山の防災、減災

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	県営治山事業	市内危険渓流	危険渓流に対して堰堤等を設置し、森林の保全を図る	●	農林振興課 兵庫県農政環境部
2	林業施設維持管理事業（林道施設点検・補修計画）	市内林道橋	点検、補修設計、補修工事	●	農林振興課
3	砂防事業	毎年度 3 か所程度実施予定	目標 15 か所実施	●	建設課
4	急傾斜地崩壊対策事業	毎年度 3 か所程度実施予定	目標 15 か所実施	●	建設課

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	土砂災害対策（県事業）	高瀬川	砂防堰堤工	●	兵庫県県土整備部
2		寺谷下川	砂防堰堤工	●	
3		高谷川	砂防堰堤工	●	
4		ウルシ谷川	砂防堰堤工	●	
5		寺の上川	砂防堰堤工	●	
6		大谷川	砂防堰堤工	●	
7		万葉台地区	待受擁壁工	●	
8		比治地区	待受擁壁工	●	
9		和田(1)地区	待受擁壁工	●	
10		秋葉台(2)地区	待受擁壁工	●	
11		内海(6)地区	待受擁壁工	●	
12		天満地区	待受擁壁工	●	
13		小谷地区	待受擁壁工	●	

2. 住宅・都市

(1) 建築物の耐震化、耐災害性の向上

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	老人福祉施設維持管理事業	管理施設 13 施設	施設の維持管理	●	高年福祉課
2	老人福祉施設整備事業	1 施設	施設の整備、改修、修繕	R3	
3	老人福祉施設整備支援事業	市内	施設の整備、改修、修繕	●	
4	人生いきいき住宅助成事業	市内	20 件/年程度の実施	●	
5	文化会館施設整備事業	市内	ジュピターホール天井改修等計画に基づく改修の実施	●	芸術文化課
6	住宅等リフォーム支援事業	市内	市民の住環境を向上させ快適な生活環境を創出する	●	経済振興課
7	古民家再生促進支援事業	市内	地域活性化に資する古民家の再生	●	都市開発課

(2) 宅地の防災対策、住宅地及び市街地の耐災害性の向上

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	にぎわい創出事業、和田山駅前活性化事業、街なか活性化事業	市内	朝来市にぎわい創出事業等に伴う、空き家・空き店舗の耐震化の促進	●	経済振興課
2	空き家等対策事業	市内	老朽危険空き家の減少	●	都市開発課
3	住宅耐震診断推進事業	市内	耐震性の無い住宅の減少	●	都市開発課
4	住宅土砂災害対策支援事業	市内	土砂災害の危険住宅の減少	●	都市開発課

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	市営住宅整備事業	新井団地(1)	外壁、屋根の断熱を中心とした改善による躯体の長寿命化及び省エネルギー化や水回りの設備改善による居住性改善	R2	都市開発課
2		新井団地(2)		R2	
3		新井団地(3)		R3	
4		新井団地(4)		R3	
5		新井団地(5)		R3	
6		枚田住宅		R4～R5	
7		けやき団地		R6	
8		溝ノ内住宅		R7 以降	
9		栃原口団地		R7 以降	
10		宮ノ下住宅		R7 以降	

11		宮ノ下第2住宅		R7以降	
12		生野新町単独住宅(1)		R7以降	
13		生野新町単独住宅(2)		R7以降	
14		生野第1団地		R7以降	
15		生野第2団地		R7以降	

番号	事業名 ^{※1}	事業箇所	事業概要	実施時期 ^{※2} (R2～R6)	所管
1	定住促進住宅整備事業	和田山団地(1)	外壁、屋根の断熱を中心とした改善による躯体の長寿命化及び省エネルギー化や水回りの設備改善による居住性改善	R3	都市開発課
2		和田山団地(2)		R3	

番号	事業名 ^{※1}	事業箇所	事業概要	実施時期 ^{※2} (R2～R6)	所管
1	公営住宅等整備事業(県事業)	県営住宅和田山 枚田鉄筋	53戸の耐震化の実施	●	兵庫県県土整備部

(3) 文化財等の耐災害性の向上、防災力の強化

番号	事業名 ^{※1}	事業箇所	事業概要	実施時期 ^{※2} (R2～R6)	所管
1	街なみ環境整備事業	生野地区	文化財等を活用した地域環境整備	～R7	都市開発課
2		多々良木地区		～R2	都市開発課
3		竹田地区		～R7	都市開発課

(4) 地籍調査の実施

番号	事業名 ^{※1}	事業箇所	事業概要	実施時期 ^{※2} (R2～R6)	所管
1	地籍調査事業	市内	土地境界等地籍の明確化	●	地籍調査課

3. ライフライン・廃棄物

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	水道施設改築、耐震化	市内	水道施設の改築、耐震化	●	上下水道課
2	下水道施設改築、耐震化	市内	下水道施設の改築、耐震化	●	上下水道課

4. 保健・医療

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	地域支援事業	市内	在宅医療・介護連携会議にて災害対応個人マニュアルの作成	●	ふくし相談支援課
2	訪問介護療養費助成事業	市内	障害のある人が自立して生活できる地域社会の実現	●	社会福祉課
3	地域医療対策推進事業	市内	朝来市医師確保対策就業支度金貸与、朝来市医師就労支援対策交付金事業を継続実施	●	地域医療・健康課
4	母子保健事業	市内	各種健診や教室、健康相談、訪問指導事業、子育て世代包括支援センター事業の実施	●	地域医療・健康課
5	健康増進事業	市内	各種健(検)診、健康教室、健康相談、訪問指導、自殺対策事業等を継続実施	●	地域医療・健康課
6	健幸づくり推進事業	市内	被災時、避難場所等で市民が自助・互助・共助・公助により健幸に過ごす事ができる環境づくり	●	地域医療・健康課
7	保健衛生一般管理事業	市内	研修会への参加や自己学習により研鑽	●	地域医療・健康課
8	保健対策推進事業	市内	市民の健康意識の向上	●	地域医療・健康課
9	保健センター維持管理事業	市内	健康づくりや保健衛生の拠点としての施設の維持管理	●	地域医療・健康課
10	ドクターカー運行事業	市内	救命措置の必要な患者が発生した現場に出動し医療行為を行うための支援	●	地域医療・健康課

5. 情報・通信

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	移動通信鉄塔整備事業	市内	耐災害性を向上した移動通信鉄塔整備を推進	●	財務課
2	防災行政無線整備事業	市内	防災行政無線の整備	●	防災安全課
3	ケーブルテレビ施設整備事業	市内	不具合機器の迅速な修理、老朽化した機器の計画的な更新	●	ケーブルテレビセンター
4	ケーブルテレビ運営管理事業				
5	庁内情報ネットワーク管理事業	南但広域行政事務組合管理センター	南但広域行政事務組合管理センターの耐震改修整備の実施ほか	●	財務課
6	無電柱化事業	竹田地区	L=600m	●	都市開発課
7	広報公聴事業	市内	行政情報の広報	●	秘書広報課

6. 産 業

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	土地改良施設維持管理適正化事業	寺谷井堰	老朽化した農業用施設の改修	～R5	農林振興課
2	観光交流キャンペーン事業	市内	観光プロモーションによる誘客の推進及び観光客受入体制の整備等	●	観光交流課
3	観光マネジメント人材育成事業	市内	インバウンド対応の推進及び観光人材の育成等	●	観光交流課
4	日本遺産活用事業	市内	日本遺産を活用した誘客推進等	●	観光交流課
5	地域産業創出事業	市内	市内産業の活性化	●	経済振興課
6	朝来市経済成長戦略推進事業	市内	成長戦略の実践	●	経済振興課
7	中小企業融資事業	市内	事業資金の融資を促進	●	経済振興課
8	地域経済循環創造事業	市内	持続可能な地域経済の循環	●	経済振興課
9	労働諸費一般管理事業	市内	中高年齢等の雇用安定、若年者の労働力確保	●	経済振興課
10	奨学金返還応援企業支援事業	市内	若者の人材確保のため奨学金返済事業者への支援	●	経済振興課
11	商工一般管理事業	市内	商工業振興の促進	●	経済振興課
12	商工会支援事業	市内	朝来市商工会への支援	●	経済振興課
13	見本市等出展支援事業	市内	事業者の新たな販路開拓の促進	●	経済振興課
14	工場等新增設支援事業	市内	事業用機械の購入支援等	●	経済振興課
15	企業誘致促進事業、工業団地施設維持管理事業	市内	企業誘致	●	経済振興課
16	雇用促進事業	市内	雇用の推進、人材確保	●	経済振興課

7. 交通・物流

番号	事業名 ^{※1}	事業箇所	事業概要	実施時期 ^{※2} (R2～R6)	所管
1	路線バス等生活交通利用促進事業	市内	バス事業者等と連携して新たな移動手段を導入	～R4	総合政策課
2	路線バス確保対策事業	市内	バス事業者への支援による移動手段の確保	●	総合政策課
3	コミュニティバス運行事業	市内	生活交通手段の維持確保	●	総合政策課
4	高規格道路整備推進事業	市内	北近畿豊岡自動車及び山陰近畿自動車道の整備促進	●	建設課
5	市道舗装新設事業	市内	市道の舗装新設工事による安全な交通環境の確保	●	建設課
6	交通安全施設整備事業	市内	交通安全の確保	●	建設課
7	道路橋梁新設改良事業	市内	市道の新設改良工事(拡幅・視距改良等)	●	建設課
8	公共土木施設災害復旧事業	市内	被災した道路などの公共土木施設の災害復旧事業	随時	建設課
9	除雪対策事業(市事業)	市内	道路除雪及び凍結防止剤散布	●	建設課

番号	事業名 ^{※1}	事業箇所	事業概要	実施時期 ^{※2} (R2～R6)	所管
1	基幹道路の整備(県事業)	森林基幹道(須留ヶ峰線)	林道開設、林道拡張(朝来市・養父市:森～砂囊)	●	兵庫県県土整備部
2	基幹道路の整備(県事業)	森林基幹道(千ヶ峰・三国岳線)	林道開設、林道拡張(朝来市・神河町・多可町:生野町大外～加美区)	●	兵庫県県土整備部
3	基幹道路の整備(県事業)	森林基幹道(千町・段ヶ峰線)	林道拡張(朝来市・神河町・宍粟市:川上～一宮町)	●	兵庫県県土整備部
4	基幹道路の整備(県事業)	ふるさと林道(山東・朝来線)	林道拡張(与布土～川上)	●	兵庫県県土整備部
5	防災道路整備・強化(県事業)	国道429号(神子畑)	現道拡張 L=300m(2車線)(朝来市神子畑)	●	兵庫県県土整備部
6	防災道路整備・強化(県事業)	一般県道岩屋生野(猪野々)	現道拡張 L=250m(2車線)(朝来市生野町猪野々)	●	兵庫県県土整備部
7	橋梁の耐震化(県事業)	国道312号(山口大橋)	耐震対策・橋梁補修 L=70m(朝来市山口)	●	兵庫県県土整備部
8	橋梁の耐震化(県事業)	主要地方道朝来出石線(糸井橋)	耐震対策 L=108m(朝来市和田山町林垣)	●	兵庫県県土整備部
9	橋梁の耐震化(県事業)	一般県道与布土桑市線(中川橋)	耐震対策 L=102m(朝来市石田)	●	兵庫県県土整備部
10	橋梁の耐震化(県事業)	国道312号(与布土川橋)	耐震対策 L=88m(朝来市和田山町枚田岡)	●	兵庫県県土整備部
11	橋梁の耐震化(県事業)	国道312号(新盛明橋)	耐震対策 L=45m(朝来市生野町口銀谷)	R7以降	兵庫県県土整備部

8. 行政機能（ハード重視）

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所 管
1	庁舎整備事業	生野庁舎	庁舎建替による構造体、非構造部材、設備の耐震化等	●	財務課
2	庁舎整備事業	朝来庁舎	庁舎建替による構造体、非構造部材、設備の耐震化等	●	財務課
3	庁舎整備事業	本庁舎	ライフラインの途絶対策	●	財務課
4	庁舎整備事業	本庁舎西館	非構造部材、設備の耐震化、ライフラインの途絶対策	●	財務課
5	庁舎整備事業	山東庁舎	非構造部材、設備の耐震化、ライフラインの途絶対策	●	財務課
6	災害対策事業	市内	システム、備品の整備等による災害対応力の強化	●	防災安全課
7	防災施設維持管理事業	市内	防災センター、第2防災倉庫の維持管理、情報伝達等	●	防災安全課
8	消防施設維持管理事業	市内	情報収集、災害情報の提供、消防機庫、車両の点検等	●	防災安全課
9	消防施設等整備事業	市内	消火栓の新設・移設・取替、消防ポンプ車、積載車の更新、消防機庫の整備等	●	防災安全課
10	消防団活動事業	市内	消防団各種事業の実施等	●	防災安全課
11	行政マネジメント推進事業	市内	公共施設の長寿命化、建替、改修等の実施	●	総合政策課
12	福祉多目的ホール運営管理事業	福祉多目的ホール	避難場所としての機能確保等	●	社会福祉課
13	事務機器等管理事業、財産管理事業、公用車管理事業	市内	災害時の機能維持のための整備等	●	財務課
14	南但広域行政事務組合負担金	南但広域行政事務組合	南但消防本部朝来署生野出張所等の防災拠点としての整備	●	財務課
15	学校給食センター整備	学校給食センター	非常用発電設備等の整備	●	学校給食センター

9. 避難支援（ソフト重視）

番号	事業名 ^{※1}	事業箇所	事業概要	実施時期 ^{※2} (R2～R6)	所管
1	福祉団体支援事業	市内	各種団体と連携して要援護者の避難を支援	●	社会福祉課
2	障害者計画・障害福祉計画策定事業	市内	障害者等に関する施策の方向性、生活支援施策の中に災害時の対応も位置づける	●	社会福祉課
3	民生委員活動事業、福祉委員活動事業、民生・児童協力委員設置事業	市内	民生委員・児童委員等と連携して地域の防災体制の構築等を図る	●	社会福祉課
4	障害者団体等支援事業、障害者相談員設置事業、障害者地域生活支援事業、障害者自立支援給付事業、障害者福祉サービス給付事業	市内	社会福祉法人等と連携して要援護者の避難を支援 避難場所の提供、避難生活の支援等を実施	●	社会福祉課
5	母子保健事業、健康増進事業	市内	地域の子ども、保護者、妊産婦、難病患者等の避難者の個別対応を調整、支援	●	地域医療・健康課
6	老人保護措置事業	市内	困窮高齢者の救急・救助機能不足対策	●	高年福祉課
7	国際交流協会支援事業	市内	災害時の外国人市民への対応、緊急時対応マニュアルの策定	●	秘書広報課

10. 地域の防災力強化

番号	事業名 ^{※1}	事業箇所	事業概要	実施時期 ^{※2} (R2～R6)	所管
1	消防団活動事業	市内	火災出動、水防出動、防火啓発警戒活動等、防災活動の充実	●	防災安全課
2	防災推進事業	市内	防災講演会、防災教室の開催、一斉避難訓練の実施	●	防災安全課
3	自主防災活動支援事業	市内	防火水槽管理事業：防火水槽内の堆積土砂の撤去 防災倉庫等整備改修事業：防災資機材を格納するための倉庫等の新設又は改修整備（大規模修繕を含む。）	●	防災安全課
4	老人クラブ支援事業、シルバー人材センター支援事業、地域福祉基金運用事業、高齢者緊急通報事業	市内	避難支援に資する地域コミュニティ、相互扶助体制を構築、地域の防災力向上、防災知識の普及啓発、各種訓練の実施等	●	高年福祉課
5	生活支援体制整備事業	市内	地域のつながりづくり、見守り、支えあいの推進	●	ふくし相談支援課

11. 人材育成

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	自主防災活動支援事業	市内	自主防災組織力強化事業： (1)自主防災組織の設立及び編成、(2)地区防災計画、避難マニュアル、マップ等の作成、(3)防災資機材の購入又は修繕	●	防災安全課
2	自主防災リーダー育成事業	市内	地域防災の担い手となり、自主防災組織で活動する者の育成（ひょうご防災リーダー及び防災士になるための経費の一部を補助）	●	防災安全課
3	職員研修事業	市内	家屋認定士養成講習の受講者増員、資格保有者増加	●	総務課
4	学校・家庭・地域の連携協力推進事業	市内	地域住民（ボランティア）の教育力向上と、学校・家庭・地域の連携強化等	●	生涯学習課
5	創生推進人材育成プロジェクト事業	市内	地域の課題を解決する人材を育成	●	総合政策課 生涯学習課

12. 老朽化対策

番号	事業名※ ¹	事業箇所	事業概要	実施時期※ ² (R2～R6)	所管
1	橋梁の老朽化対策（市事業）	市道	橋梁補修、耐震対策	●	建設課
2	歴史観光施設整備事業	生野地区	施設の老朽化対策工事	●	生野支所
3	山城の郷整備事業	山城の郷	老朽化による施設・設備等改修工事	●	観光交流課
4	緑ヶ丘キャンプ場維持管理事業	緑ヶ丘キャンプ場		●	
5	さのう高原施設維持管理事業	さのう高原		●	
6	スカイビラさのう維持管理事業	スカイビラさのう		●	
7	スカイビラさのう整備事業	スカイビラさのう		●	
8	黒川温泉整備事業	黒川温泉		●	
9	よふど温泉整備事業	よふど温泉		●	
10	道の駅あさご整備事業	道の駅あさご		●	
11	道の駅フレッシュあさご整備事業	道の駅フレッシュあさご		●	

12	道の駅但馬のまほろば整備事業	道の駅但馬のまほろば		●	
13	さのう高原整備事業	さのう高原		●	
14	竹田城跡維持管理事業	竹田城跡		●	
15	多々良木交流館周辺整備事業	多々良木交流館		●	
16	たけだ城下町交流館運営管理事業	たけだ城下町交流館		●	
17	山城の郷備品更新事業	山城の郷	老朽化による備品等の更新	●	観光交流課
18	黒川温泉備品更新事業	黒川温泉			
19	よふど温泉備品更新事業	よふど温泉			
20	道の駅あさご備品更新事業	道の駅あさご		●	
21	道の駅フレッシュあさご備品更新事業	道の駅フレッシュあさご		●	
22	道の駅但馬のまほろば備品更新事業	道の駅但馬のまほろば		●	
23	多々良木交流館周辺備品更新事業	多々良木交流館		●	
24	日本遺産活用事業	市内	銀の馬車道、鉾石の道等保全工事	●	観光交流課
25	施設の老朽化による施設・設備等改修工事	中川小学校体育館		R3	学校教育課
		糸井小学校体育館		R4	
		山口小学校体育館		R5	
		梁瀬中学校体育館		R6	
26	施設の老朽化による施設・設備等改修工事	社会教育施設 12 施設 社会体育施設 21 施設		●	生涯学習課

番号	事業名※1	事業箇所	事業概要	実施時期※2 (R2～R6)	所管
1	橋梁の老朽化対策(県事業)	国道 312 号(山口大橋)	橋梁補修、耐震対策 L=70m(朝来市山口)	●	兵庫県県土整備部
2	橋梁の老朽化対策(県事業)	一般県道物部藪崎線(新馬背場橋)	橋梁補修 L=57m(朝来市和田山町林垣)	●	兵庫県県土整備部
3	ダムの老朽化対策(県事業)	大路ダム	ダム管理用制御処理設備等更新	●	兵庫県県土整備部

【別紙3】重要業績指標（KPI）

1. 国土保全

（1）河川、砂防の防災、減災

- | | | | | |
|-------------|-------|---|-------|--------|
| ○水防用資材配布団体数 | 65 団体 | → | 70 団体 | （令和3年） |
| ○円山川上流改修 | 着手 | → | 早期完成 | |
| ○普通河川整備事業箇所 | 0 河川 | → | 5 河川 | |
| ○普通河川浚渫事業箇所 | 0 河川 | → | 20 河川 | |

（2）農地の防災、減災

- | | | |
|-------------------|---------|-------------------|
| ○農地中間管理機構関連農地整備事業 | 夜久野高原 | 令和4年度事業完了 |
| ○ | 〃 | 東和田・久田和 令和5年度事業開始 |
| ○水利施設等保全高度化事業 | 東和田・久田和 | 令和2年度事業完了 |

（3）ため池の防災、減災

- | | | |
|---------------|-------|-----------------|
| ○ため池廃止 | 令和6年度 | 4 池工事完了 |
| ○ため池ハザードマップ作成 | 8 池作成 | → 33 池作成（令和6年度） |

（4）森林、里山の防災、減災

- | | | |
|-------------------|------------------|----------------|
| ○砂防事業 | 整備箇所数(毎年3箇所程度進捗) | → 15 箇所（令和6年度） |
| ○急傾斜地崩壊対策事業 | 整備箇所数(毎年3箇所程度進捗) | → 15 箇所（令和6年度） |
| ○地籍調査進捗率 | 63.8% | → 80.5%（令和6年度） |
| ○市有備品としてドローン確保 | | |
| ○職員を対象としたドローン研修実施 | | |

（5）都市軸の保全、機能強化

- | | | |
|----------------|---------|------------------|
| ○市道橋梁の耐震化 | 0 橋梁 | → 2 橋梁（令和6年度） |
| ○市道除雪区間 | 315.7km | → 316.0km（令和6年度） |
| ○長寿命化対策実施市道橋梁数 | 14 橋 | → 71 橋（令和6年度） |
| ○市道舗装率 | 92.05% | → 92.50%（令和6年度） |

2. 住宅・都市

（1）建築物の耐震化、耐災害性の向上

- | | | |
|--------------------------|---------------|----------|
| ○老人福祉施設維持管理事業 | 管理施設数 | 13 施設 |
| ○老人福祉施設整備事業 | 1 施設改修 | （令和3年度） |
| ○人生いきいき住宅助成事業 | 20 件/年度 | |
| ○文化会館施設整備事業 | ジュピターホール天井耐震化 | 令和4年度未完了 |
| ○耐震改修された空き家・空き店舗を利用した住宅数 | | |

（2）宅地の防災対策、住宅地及び市街地の耐災害性の向上

- | | | |
|----------------------------|-----------|--------------|
| ○耐震改修された空き家・空き店舗を利用した新規起業数 | | |
| ○公営住宅、定住促進住宅の修繕・改修 | 7 棟 135 戸 | → 14 棟 272 戸 |

- 老朽危険空き家の減少、耐震性のない住宅の減少、土砂災害の危険住宅の減少
- 和田山駅南北自由通路 早期事業化

(3) 文化財等の耐災害性の向上、防災力の強化

- 街なみ環境整備事業 生野地区 令和7年度完了
- " 多々良木地区 令和2年度完了
- " 竹田地区 令和7年度完了

(4) 地籍調査の実施

- 地籍調査進捗率 63.8% → 80.5% (令和6年度)

3. ライフライン・廃棄物

(1) ライフラインの耐災害性の向上

- 基幹管路耐震化 34.7km → 36.5km (令和6年度)
- 浄水場等改築・耐震化 2施設 → 3施設 (令和6年度)
- 下水道施設の改築 0% → 10% (令和6年度)

(2) 電力、ガス等のエネルギーの確保

- 小水力発電整備事業 令和3年6月供用開始

(3) 災害廃棄物対策

- 災害廃棄物処理基本計画の策定 令和2年度策定

4. 保健・医療

(1) 避難者、要援護者への迅速な対応

- 災害対応個人マニュアルの作成 作成率75%/年
- 災害対応個人マニュアルと災害時要援護者リストとの突合 令和4年度完了

(2) 平時からの医療体制の充実

- 公立朝来医療センター医師数 11人以上 (令和3年度)
- あさご健康医療電話相談ダイヤル24 1,500件/年 (令和3年)

5. 情報・通信

- 無電柱化実施延長 1,050m → 1,650m

6. 産業

(1) 災害時にも強い農林業の振興

○土地改良施設維持管理適正化事業 寺谷井堰 事業完了（令和5年度）

（2）市内事業者の災害時の対応力強化、事業の継続実施体制の構築

○事業継続計画（BCP）作成事業所数

（3）既存工場、事業所等の老朽化対策

○事業用機械等購入数

（4）企業移転・誘致、事業者の生産力の向上

○企業誘致数

7. 交通・物流

（1）道路交通機能の強化、沿道の耐災害性の向上

○市道橋梁の耐震化 0橋梁 → 2橋梁（令和6年度）

（2）災害時にも機能する多様な交通機能、物流手段の確保

○新たな移動手段の導入 令和2年度検討、令和3年度協議・周知、令和4年度運行開始

8. 行政機能（ハード重視）

（1）災害時即応体制の強化

○防災・減災対策など災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合
35.11% → 39.0%（令和3年）

（2）庁舎等公共施設の耐震性の向上、災害時対応力の強化

○生野庁舎、朝来庁舎 耐震化率100%（令和8年度）
○職員防災訓練実施 1回/年

（3）消防・水防活動の災害時対応力の強化

○消防体制が充実していると感じる市民の割合
54.1% → 58.0%（令和3年）

（4）救助、救急体制の強化

○消防体制が充実していると感じる市民の割合
54.1% → 58.0%（令和3年）
○外出支援サービス事業 現登録者数362人（R2.3末現在） → 5人/年度 増加

9. 避難支援（ソフト重視）

（1）避難行動要支援者の避難支援体制の構築

○遺族会会員約1,000人、共励会会員56人

- 民生委員・児童委員 138 名、福祉委員 34 名、民生・児童協力委員 254 名
- 朝来市身体障害者福祉協会会員数 676 名、朝来市手をつなぐ育成会会員数 48 名、相談員 14 名
- グループホーム利用者数 34 名

(2) 公共施設利用者の避難支援の強化

- 防災計画の策定 会館 3 か所
- 避難訓練の実施 会館 3 か所

(3) 事前の取り組み、普及啓発の強化

- 防災計画の策定 小学校 9 校、中学校 4 校、こども園 7 園
- 学校における避難訓練の実施 3 回/年
- 災害対応個人マニュアルの作成 作成率 75%/年

10. 地域の防災力強化

(1) 地域の消防団、防災組織の災害対応力の強化

- 消防体制が充実していると感じる市民の割合
54.1% → 58.0% (令和 3 年)
- 一斉避難訓練への市民の参加率 31.2% → 33.0% (令和 3 年)

(2) 地域コミュニティの維持、強化による防災力の向上

- 防災に関する研修会の実施 1 回/年
- 防災に関する情報提供の実施 1 回/年
- 障害者相談員利用者数 34 名
- 高齢者緊急通報システム設置数 212 台 (R2.3 末現在)
- 保健センター 2 施設 → 1 施設への集約

11. 人材育成

- 一斉避難訓練への市民の参加率 31.2% → 33.0% (令和 3 年)

12. 老朽化対策

- 公営住宅、定住促進住宅の修繕・改修 7 棟 135 戸 → 14 棟 272 戸

朝来市国土強靱化地域計画

令和2(2020)年6月

朝来市 危機管理室 防災安全課

住所：〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213 番 1

TEL：079-672-6112 FAX：079-672-4041